

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 平成 2 2 年度の業務実績の評価結果

平成 2 3 年 8 月 1 2 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所である。今年度の研究所の業務実績の評価は、発足にあわせ厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～22年度）の最終年度における達成度について行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会決定。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成21年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成22年1月22日同委員会決定）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

平成22年度は、2つの研究所の統合から5年度目となり、総務部門の一元化や一体的な調査研究の推進、統一された研究評価基準に基づく評価の実施などにより、統合の効果を一層発揮していることを評価する。また、随意契約の見直しや省エネルギー対策の推進、外部資金の獲得、研究施設・設備の有償貸与等に取り組み、経費節減に高い実績を挙げていることを高く評価する。

労働現場のニーズの把握のために労働安全衛生重点研究推進協議会等の多様な取組が行われ、行政ニーズ等を明確にし、プロジェクト研究等に研究費・人員を重点的に投入し、成果を挙げており、研究活動を効果的に実施していることを評価する。また、その研究成果や知見を基に、基準・規格制定等に関する委員会への研究員の派遣等により、国内外の基準制定・改定へ貢献していることを評価する。

学会発表等は数値目標を大幅に上回り、また、学会等における受賞件数や、原著論文の他論文への引用件数等も高い水準であり、質量ともに高い研究成果を挙げていることを高く評価する。ホームページのアクセス件数についても大幅に増加しており、また、安全衛生技術講演会においても参加者の評価が高水準であり、研究成果の普及・活用が図られていることを高く評価する。

労働災害の原因の調査等については、本研究所の重要なミッションであり、労働基準監督署等から高い評価を受けている。その実績及び貢献については特に高く評価する。

国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行によ

る労働安全衛生分野への研究振興への貢献、大学等への客員教授、非常勤講師等の派遣等による研究・教育支援や若手研究者の受入、研究指導等による若手研究者等の育成についても評価する。

これらを踏まえると、平成22年度の業務実績については、業務運営の効率化を行いながら、労働安全衛生に関する質の高い研究を実施しその成果を学会発表やインターネット等を経由して普及し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を挙げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する事項について

① 効率的な業務運営体制の確立

総務部門の清瀬地区への一元化の推進により、さらなる3人の人員削減を決定したことは評価できる。清瀬・登戸両地区の一体的な調査研究の推進、グループウェアの充実、TV会議システム、電子決裁システムの積極的活用等、統合による効率化が顕著である。個人業績評価システムの活用を含め、PDCAサイクルが効果的に機能していると評価する。

② 内部進行管理の充実

システムが軌道に乗ってきており、清瀬・登戸両地区の統一された研究評価基準に基づき、公平かつ適正な評価の実施に努めている点は評価できる。また、評価結果に基づく研究者表彰制度の実施は評価できる。

③ 業務運営の効率化に伴う経費節減

随意契約の見直しにより随意契約を5件約3,600万円までに減少させたこと、省エネルギー対策の推進により光熱水料を対20年度比で22.5%減、対21年度比で5.6%削減を達成したことは高く評価できる。また、大型の受託研究を獲得し、競争的資金・受託研究の合計額は過去最高額を更新したことは高く評価できる。ただし、科研費の獲得高が漸減しており、獲得戦略の練り直しが必要である。

④ 効率的な研究施設・設備の利用

積極的に研究施設・設備の共同利用、有償貸与に取り組み、有効利用を促進していると評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

労働安全衛生重点研究推進協議会、シンポジウム、研究交流、業界団体との意見交換会、学会参加等、労働現場のニーズの把握のために多様な取り組みが行われていることを評価する。また、厚生労働省との意見情報交換会を通じた行政ニーズの把握に努め、業務へ反映している点は評価できる。

② プロジェクト研究等

行政ニーズ等を明確にし、プロジェクト研究10課題、イノベーション25研究3課題、GOHNET研究3課題を設定し、研究費・人員を重点的に投入して適切に研究を行っている。それらの成果を社会に還元しており、評価できる。また、GOHNET研究で第2回GP奨励賞を受賞するなど、成果は計画を上回っていると評価できる。なお、国民が期待し喫緊の課題である熱中症等については、緊急課題として取組を行うなど柔軟な対応を期待したい。また、特に社会的関心の高い大震災については、次期中期計画期間中に的確な対応を期待したい。

③ 基盤的研究

基盤的研究自体の重点化や高度化、さらには、いくつかの基盤的研究をプロジェクト研究の萌芽的位置付けと規定するなど、業務の質向上が顕著であり、日本高圧力技術協会「科学技術振興賞」の受賞もある。基盤的研究の遂行においても、内部評価委員会による検証を実施していることは、評価できる。

④ 学際的な研究の実施

統合のシナジー効果を実感できる取組のスキームが提示されたことは喜ばしい。また、外部評価委員会による評価の実施も適切である。災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究、作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究、加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究等、社会的に重要な研究が学際的研究として展開されており、評価できる。

⑤ 研究項目の重点化

基盤的研究の課題数を減らし、プロジェクト研究などの重点課題へ移行するという中期目標に沿って、前中期目標期間における1年当たりの平均数102課題との比較では、数値目標の20%を大幅に上回る36.3%減を達成したことを評価する。一方、基盤的研究は長期的視点に立っての労働安全衛生上の基盤技術に関するものでもあり、また、次のプロジェクト研究に向けての萌芽的なものでもあることに鑑み、プロジェクト研究等と基盤的研究との適切なバランスについて考慮する必要がある。

⑥ 研究評価の実施

内部評価、外部評価により適切な研究評価を行い、その結果を基に、研究

計画の中止・変更、研究予算の増減、昇任、昇格等の人事、表彰等に反映している点は評価できる。業績評価にもとづく二つの表彰制度の導入は研究員の意識向上、評価の実質化においても意義のあることと判断する。また、プロジェクト研究などの外部評価においては、実施時期を前倒し、研究計画の見直しに資するほか、結果を公表するなど、有効な改善方策を実施しており、評価できる。

⑦ 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

研究成果や知見を基に、基準・規格制定等に関する委員会への研究員の派遣や、行政からの要請等に基づく行政支援研究の実施により国内外の基準制定・改定への貢献をしており、研究成果や知見を行政へ還元していることは評価できる。

⑧ 学会発表等の促進

講演・口頭発表は、数値目標の340回を上回る345回であり、また、論文発表は数値目標の170報を大きく上回る403報である。さらに、11人の研究員が関連学会の奨励賞などを受賞していることも高く評価できる。他論文への引用件数が10件以上となる原著論文（平成21年までの3年間に発表されたもの）の数も数値目標の10報を上回る12報であり、質量共に研究成果がレベルアップしていることを高く評価する。今後これらの原著論文が具体的な行政施策に反映される等の行政的、社会的貢献度をデータとして整備できれば、さらに際だったものになると思われる。

⑨ インターネット等による研究成果情報の発信

ホームページの大幅なリニューアルにより、アクセス件数は大幅に増加しており、特に「研究業績・成果」や研究所が発行する英文及び和文の学術誌に対するアクセス数は数値目標50万回を大幅に上回る114万回であり、研究成果の普及・活用上から大いに有用である。また、各種報告、一般紙への寄稿などの情報提供においても、前年度を大きく上回る実績を示していることを高く評価する。

⑩ 講演会等の実施

安全衛生技術講演会等の開催により、多くの参加者があったこと、また、内容に関して参加者の評価が高水準であることは評価できる。また、研究所の一般公開の実施や研究所の国内外の大学・研究機関、業界団体・民間企業等からの見学への対応により、研究成果の積極的な普及・活用に努めていることも評価できる。

⑪ 知的財産の活用促進

新規の特許として3件を登録したことは評価できる。特許に関する業務担当者を設置するほか、内部・外部研究評価における評価項目として扱うなど、知的財産の活用に積極的に取り組み、特許取得のための支援体制を整備した

ことは特許取得の増加に向けて有効であり、評価できる。

本年度の特許実施料はこれまでの実績を下回りゼロとなった。低調となった理由を調査するとともに、知的財産全般についての費用対効果を分析することにより、今後の知的財産の有効かつ効果的な活用方針を策定する必要がある。

⑫ 労働災害の原因の調査等の実施

労働災害の原因の調査等は、本研究所の重要なミッションであり、災害調査15件、刑事訴訟法に基づく鑑定等17件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定12件を的確に実施している。また、依頼元である労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用している」とする割合が85%と極めて高いことは高く評価できる。なお、労働災害の原因の調査は、学術的に見ても大変貴重であり、将来、成果を公開する方向での検討が必要である。

⑬ 労働安全衛生分野の研究の振興

労働安全衛生重点研究推進協議会やそのシンポジウムにおいて、日本の労働安全衛生研究の方向の提案を行っていること、また、国際学術誌「Industrial Health」の年6回発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回発行は研究振興にも貢献しており、評価できる。特に、「Industrial Health」誌については、外国からの論文投稿が過半数を示しているのは、国内発行の欧文誌としては、特筆すべきことであり、我が国の労働安全衛生研究の水準の高さを示すものでもある。

⑭ 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

連携大学院協定に基づく5大学のほか23の大学等へ客員教授、非常勤講師等を派遣して精力的に教育支援を行っており、さらに国内外の大学等から75名の若手研究者等を受け入れ、研究指導等を行った点は評価できる。受け入れた若手研究員が確かに成長したという何らかのエビデンスが示されれば、一層の評価が可能となる。

⑮ 公正で的確な業務の運営

6ヶ国12機関の研究機関と研究協力協定を締結し、共同研究を進めていること、外国人研究員を受け入れ、国際的研究協力を行っていること、また、国内外の大学、企業等との共同研究を推進し、共同研究の比率が数値目標を大きく上回ったこと、若手研究員等の派遣・受入数が数値目標の4倍以上となったこと等、研究協力を積極的に推進しており、評価できる。客員研究員等研究交流会による研究情報の交換は、本研究所の独創的施策として評価できる。

⑯ 公正で的確な業務の運営

情報の管理、研究倫理審査委員会による厳正な研究倫理の審査、コンプラ

イアンス状況の把握等公正で的確な業務の運営に努めている。特に研究倫理審査委員会の件数が伸びており、委員会の目的が定着し実効を挙げている。公正で的確な業務運営に向けて、内部統制など地道な活動が実をあげている。

（３）財務内容の改善に関する事項について

① 運営費交付金以外の収入の確保

競争的資金・受託研究の獲得において、件数、金額の両方において、数値目標を上回っている。大型プロジェクトの受託研究の獲得により、運営交付金以外の収入は大きく増加した。当期総利益７億９，５９１万円という数字は研究所の努力によるものとして評価できる。複数年度にわたる受託研究収入については、収益化の基準を適切に定め、努力が目的積立金等研究所に還元できることが望ましい。ただし、競争的資金は昨年比べて減少しており、今後、競争的資金の獲得に向けて、更なる努力が必要である。

② 予算、収支計画及び資金計画

前記のとおり、厳しい財務状況の中で積極的な経費節減に取り組み、中期計画を大きく上回る経費節減を達成しており、評価する。

（４）その他業務運営に関する事項について

① 人事に関する計画

人材活用についての多様な取り組みを実施し、新規研究員の採用、研究員の昇任、昇格、昇給を適正に行っている。平成２２年度末の常勤職員数を数値目標である１１５人を大きく下回る１０３人としたことは評価できる。常勤職員のスリム化を達成しつつ、業務の効率化にかかる施策を取り入れていることは評価できる。

② 施設・設備に関する計画

計画的に施設・設備の改修を行っており、適切な実績といえる。

（５）評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

当期総利益７９６百万円は、中期計画終了時の運営費交付金の収益化によって発生したものである。これを含め過年度に蓄積した積立金８４３百万円は全て国庫納付される。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成１３年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

③ 組織体制・人件費管理について

人件費は中期目標期間の数値目標（△５％）に対して（△２０．４％）となっている。

ラスパイレス指数（年齢勘案）については、研究職員については昨年を下回る水準（９３．６→９２．６）であるが、事務・技術職員については過去３年間上昇を続けている（１０７．５）。事務・技術職員１５名全員が本省からの出向者であることがこのような高い水準となる要因となっている。長期的な視点に立って人事計画で出向者の受け入れ方針を明確にする必要がある。

④ 事業費の冗費の点検について

経費節減の努力については、中期目標期間の数値目標（一般管理費（△１５％）、業務経費（△５％））に対して、一般管理費（△３９．８％）、業務経費（△３０．１％）となっている。

一般競争入札の徹底、単価契約による一般競争入札の実施、情報通信技術の活用による時間的・経済的損失の縮減等の対策を講じることにより経費節減を図っている。

調達については、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに経費節減を図っている。

⑤ 契約について

契約改革については、随意契約はガス、水道等に限られ、ほぼすべての契約が一般競争入札となっている。専門的な機械装置については一者応札にならざるを得ない場合があるが、今後も企画競争、公募も含め真に競争性のある調達を行う努力を継続する必要がある。

⑥ 内部統制について

研究業務の事前・中間・事後の段階での内部・外部評価の実施、情報セキュリティの確保のための体制の整備、研究倫理及び利益相反の管理のための厳格な審査の実施、管理職を対象としたセクシュアルハラスメント防止研修の実施等が行われている。内部統制に係る地道な努力が実を上げており、今後もより職員間のコミュニケーションに努めること。

⑦ 事務事業の見直し等について

受託研究収入については、これまでの実績を大きく上回り、２６９百万円を受け入れたことは評価できる。そのうち、本年度において収益化された額はわずか２０百万円にとどまることから、受託研究収入の収益化等のルールを明確にする必要がある。また、次期中期目標期間においては、研究資金の１／３以上を外部から獲得することが目標として掲げられているが、「自己収入の拡大」を目指す上では、外部資金の比率のみならず、過去の実績を踏

まえた適切な目標額を設定する必要がある。

研究施設・設備の有償貸与等による自己収入の拡大に対する努力は評価されるが、平成22年度に関しては貸与可能な施設等の数を増やしたものの、収入としては前年を下回った。今後もPR等により有効活用を推進していく必要がある。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、研究所あての国民からの意見は寄せられなかった。このため、研究所の評価に当たっては、研究所からの提出資料、ヒアリング結果等を基に実施した。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(1)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 22 年 度 計 画	平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績
第 2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。	第1 業務運営の効率化に関する措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し 本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。 平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」に基づく見直し・検証等に対して、適切に対応する。 業務責任者を適材適所で任命し、中期計画で指定されている業務を的確かつ効率的に遂行する。 平成20年度に施行された「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。)」の各種措置を推進する。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき事項 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画(以下「中期計画」という。)に基づき平成22年度計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、研究所のホームページに公表した。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ・ 内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所の重要な業務の意思決定及び進行管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事(業務・会計担当)を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を原則として2か月に1回、それぞれ開催した。また、日常的な業務の連絡、報告等を行う場として、理事長、理事、監事(業務担当)、総務部長、研究企画調整部長各研究グループ部長等を構成員とする「部長等会議」は、平成20年度まで清瀬地区と登戸地区で別々に開催していたが、平成20年度以降TV会議システムを活用し、両地区合同の会議として開催した。 ・ 平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」に基づき、見直し・検証等を行った。 ・ 中期計画に示された24の評価項目等の業務運営を的確かつ効率的に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、項目ごとに年度計画を策定した上で両地区が一体となって業務を推進した。 ・ 研究開発力強化法に基づき、平成23年1月1日付けで「人材活用等に関する方針」を策定し、研究所のホームページに公表した。 ＜添付資料 1 組織図＞
イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。	イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。	イ 調査研究管理の一元化 清瀬、登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。	イ 調査研究管理の一元化 ・ 研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部研究評価委員会(中間・期末)を開催するとともに、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部研究評価を行った。また、プロジェクト研究等重点研究12課題を対象として、外部研究評価委員会を開催し、外部有識者の視点からの評価を併せて行った。これらの評価結果を基に、研究計画の再精査や予算配分の見直しを行った。 ・ 労働災害調査分析センター及び国際情報・研究振興センターにおいて、それぞれ清瀬地区及び登戸地区の合同部会等を必要に応じて開催する等により業務の一元化を進めた。
ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。	ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。	ウ 人材の登用 人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究環境の整備に努める。	ウ 人材の登用 ・ 研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載、研究所ホームページへの掲載等、産業安全及び労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。 ・ 前年度に任期付研究員として採用内定した7名を平成22年4月1日付けで採用するとともに、平成22年度の任期付研究員の公募に応募した17名の中から、1名を平成23年4月1日付採用予定者として内定した。 ・ 平成20年度に任期付研究員として採用した6名について審査を行い、2名を平成23年4月1日付採用予定の任期を付さない研究員として採用内定した。 ・ 清瀬・登戸両地区合同の評価会議を年度末に開催し、個人業績評価システムを活用して研究員の業績評価を行い、この結果を昇給・昇格等の人事管理に反映させた。
エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。	エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図	エ 総務部門の一元化 清瀬、登戸両地区の総務部門の業務の一元化を進める。	エ 総務部門の一元化

オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。		る。	オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。	総務部門と研究企画調整部門との業務連携を強め、調査研究業務の効率化を図る。 オ 業務・システムの効率化等 文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進し、清瀬、登戸両地区の文書フォーマットの統一化を引き続き進める。 テレビ会議の活用を引き続き進める。	・ 総務部門の効率化を図る観点から、平成 22 年度当初に総務部門の人員削減（4 人）を行い、人事業務及び会計業務の清瀬地区への一元化を図った上、平成 23 年度から、さらなる人員削減（3 人）を行うことを決定した。 オ 業務・システムの効率化等 ・ 業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、平成 21 年度に統合したグループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。 ・ 業務の効率化を進めるため、平成20年度に導入したTV会議システム、平成21年度に導入した電子決裁システムを積極的に活用した。	
評価の視点等	【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	自己評価		A	評 定	A
[数値目標]		(委員会としての評定理由) 総務部門の清瀬地区への一元化の推進により、さらなる3人の人員削減を決定したことは評価できる。清瀬・登戸両地区の一体的な調査研究の推進、グループウェアの充実、TV会議システム、電子決裁システムの積極的活用等、統合による効率化が顕著である。個人業績評価システムの活用を含め、PDCAサイクルが効果的に機能していると評価する。				
[評価の視点] ・ 研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。 ・ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。 ・ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。 (政独委・評価の視点事項 8) ・ 業務改善の取組を適切に講じているか。(※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等) ・ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		(理由及び特記事項) 各種会議の見直しやシステムの効率化を進め、内部統制の確立及び情報伝達の円滑化を図るとともに、総務部門の業務見直しにより平成 23 年度当初に 3 人の人員削減を行うことを決定した。 実績：○ 各種会議の見直しやグループウェアの統合等により、内部統制の確立及び執行体制の一層の効率化を図るとともに、内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を進めた。(業務実績ア・オ参照) 実績：○ 研究員の個人業績評価システムの統一化など、研究管理システムの更なる改善を行った上で、清瀬・登戸両地区の一体的な調査研究を推進した。(業務実績イ参照) 実績：○ 中期目標・中期計画に示された評価項目等の業務運営を的確かつ効率的に進めるため、業務担当者を選任するとともに、理事長打合せ、役員会議、部長等会議の各種会議を通じて進行管理を行った。業務実績ア参照) 実績：○ 業務改善については、各種会議で意見交換を行うとともに、メール等を用いて職員から提案を受け付けているほか、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、国民の意見を聴くこととした。(業務実績ア、9 公正で的確な業務の運営参照) 実績：○ 外部研究評価委員会、事業者団体等との意見交換の場を通じて、調査研究業務の必要性及び成果の検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを行っている。				

・ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等) ・ 研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。 ・ 研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。 ・ 業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。	実績：○ 当研究所には、会計基準上の関係公益法人は存在しない。 また、委託調査等の業務委託については、平成 21 年 7 月以降、総合評価方式による一般競争入札を導入し、契約の透明性・競争性を確保している。また、研究員が要求するすべての調達について、所属部長のほか、研究企画調整部の事前承認を得ることとし、必要性等を検証するとともに、内部審査を行う機関として公共調達審査会、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し、契約の適正化を図った。 実績：○ 研究者人材データベース(JREC-IN)への登録等、資質の高い人材を確保するための工夫を行った。(業務実績ウ参照) <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>応募者数</td><td>17</td><td>24</td><td>20</td><td>58</td><td>17</td></tr></table> 実績：○ 総務部門の効率化を図る観点から、人事業務及び会計業務の清瀬地区への一元化を推進し、平成 23 年度当初に総務部門の人員削減(3 人)を行うことを決定した。(業務実績エ参照) 実績：○ 清瀬・登戸両地区におけるグループウェアを充実するとともに、TV 会議システム、電子決裁システム等を積極的に活用した。(業務実績オ参照)		H18	H19	H20	H21	H22	応募者数	17	24	20	58	17	
	H18	H19	H20	H21	H22									
応募者数	17	24	20	58	17									

労働安全衛生総合研究所 評価シート(2)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績	
(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。		(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。		(2) 内部進行管理の充実 ア 効率的な研究業務の推進 調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。 イ 研究職員の業績評価 役職に着目した業績評価基準の導入等現行の業績評価基準、評価方法等の見直しを行い、研究職員の業績をより適切かつ総合的に評価する。		(2) 内部進行管理の充実 ア 効率的な研究業務の推進 ・ 各研究グループ部長による日常的な研究の進行管理、所内及び所外での研究発表を目的とした研究討論会、労働災害調査報告会、行政支援研究報告会等における討議、内部・外部研究評価委員会の開催による厳正な課題評価等から成る研究管理システムを活用して、調査研究の質の維持・向上を図るとともに、これらの進行状況を定期的に部長等会議や理事長打合せ、役員会議等に報告・検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。 ・ 調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的かつ効率的な運営に反映させた。 イ 研究員の業績評価 ・ 研究員の評価については、内部研究評価規程を改正し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の評価項目の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長、領域長、役員等が多面的に評価を行うシステムとした。 なお、平成 21 年度に統一した清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価システムを引き続き活用した。また、評価結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰（2 名）及び若手研究者表彰（2 名）を行い、研究員のモチベーションの維持・向上に努めた。	
評価の視点等	【評価項目2 内部進行管理の充実】	自己評定		A		評 定	A
[数値目標] [評価の視点] ・ 研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。 ・ 業務の進捗状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。 ・ 業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組みが整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 ・ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。 ・ 法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。		(理由及び特記事項) 研究管理システムに基づき研究の進行状況等を把握し、各種会議への報告・検証を徹底することで、的確な研究管理や弾力的かつ効率的な業務運営を推進した。 実績：○ 研究管理システムに基づき研究の進行状況等を把握し、各種会議への報告・検証を徹底した。また、清瀬・登戸両地区の統一された評価基準に基づき、公平かつ適正な評価を行った。（業務実績ア・イ参照） 実績：○ 各階層における研究進行状況報告により、業務進行状況、予算執行状況等を定期的にモニタリングした。（業務実績ア参照） 実績：○ モニタリングの結果を踏まえ、研究予算の執行管理及び業務の進行管理を適切に実施した。（業務実績ア参照） 実績：○ 所属部長、研究領域長、役員等が多面的に評価を行うシステムにより公平かつ適正に研究員の業績評価を行った。（業務実績イ参照） 実績：○ 研究管理システムを活用した研究の進行状況等の把握、この結果の各種会議での検証、研究業績の公正な評価及び人事管理への反映を研究所における研究業務のマネジメントの基本と位置付け、理事長がリーダーシップを発揮してその実施に努めた。		(委員会としての評定理由) システムが軌道に乗っており、清瀬・登戸両地区の統一された研究評価基準に基づき、公平かつ適正な評価の実施に努めている点は評価できる。また、評価結果に基づく研究者表彰制度の実施は評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 統一された評価基準に基づき、公平かつ適切な評価の実施に努めている点は評価できる。 ・ ほぼ、目標どおりのレベル。 ・ 研究員の評価体制など、一層充実したと評価する。 ・ システムが軌道に乗ってきた。 ・ 中期計画通り、内部進行管理が進捗している。 ・ 研究評価システムが着実に成果を上げていると評価できる。 ・ 研究評価規定等の見直しにより適正な評価に努めたこと。 ・ 二つの年度計画を設定し、適切に実施されている。効率的な研究業務の推進のための方策を定め、実行しており、特に、評価結果に基づく研究者表彰制度の実施は高く評価できる。			

・ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政独委・評価の視点事項 9)	実績:○ 各種会議のあり方の見直し並びに研究管理システムと各種会議における業務執行状況の把握・検証の徹底は、理事長のイニシアティブにより実施された。	
---	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(3)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 22 年 度 計 画	平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																																								
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について15%、事業費(退職手当を除く。)について5%に相当する額を節減すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。 エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)について、平成17年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(退職手当を除く。)について、平成17年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 温室効果ガス排出の抑制のための実施計画に基づく具体的な措置の推進、IT技術の活用、定型業務の外部委託、間接部門の合理化等の見直しを行うとともに、事業費における冗費を点検し、経費の節減を図る。 イ 競争的研究資金、受託研究の獲得 関係省庁、公益団体、企業等の競争的研究資金に積極的に応募するとともに、受託研究等について積極的に広報することにより、これらの獲得に努める。 ウ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入の確保に努める。 エ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を作成し、業務運営を行う。 オ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。 カ 業績評価に伴う経費節減 適正な業績評価を通じた経費節減に努める。 キ 計画的な職員の採用 中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。 ク 公共調達の適正化 契約の締結に当たって、透明性、競争性等を確保するとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 経費の節減 ・ 調達に関して平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し、及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件、1億1,567万7千円であった随意契約は、平成21年度は5件、3,434万1千円、平成22年度においては5件、3,598万3千円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件、7億6,108万3千円から、平成21年度は95件、6億4,073万9千円、平成22年度においては81件、6億6,598万2千円となった。 ・ 平成21年度に統合したグループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、清瀬・登戸両地区間の移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 ・ 光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、日照時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進し、光熱水料を対平成20年度比で2,461万1千円、率にして22.5%削減、対平成21年度比で493万4千円、率にして5.6%削減した。 イ 競争的研究資金、受託研究の獲得 ・ 競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費補助金14件(うち研究代表者10件)、厚生労働科学研究費補助金9件(うち研究代表者2件)の合計23件4,336万5千円の競争的研究資金を獲得した。 ・ 受託研究については、国(厚生労働省)からの1件、地方自治体からの1件、民間機関からの12件の合計14件、2億6,964万7千円を獲得した。なお、受託研究のうち1件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(2億4,879万8千円)である。 <table><tr><td></td><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td rowspan="2">競争的資金の導入</td><td>件数</td><td>30</td><td>27</td><td>29</td><td>26</td><td>23</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>104,937</td><td>78,823</td><td>85,064</td><td>79,200</td><td>43,365</td></tr><tr><td rowspan="2">受託研究等</td><td>件数</td><td>11</td><td>5</td><td>8</td><td>12</td><td>14</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>24,790</td><td>18,627</td><td>57,370</td><td>125,204</td><td>269,647</td></tr><tr><td colspan="2">合計金額(千円)</td><td>129,727</td><td>97,450</td><td>142,434</td><td>204,404</td><td>313,012</td></tr></table> ＜添付資料2 外部研究資金の導入＞ 			H18	H19	H20	H21	H22	競争的資金の導入	件数	30	27	29	26	23	金額(千円)	104,937	78,823	85,064	79,200	43,365	受託研究等	件数	11	5	8	12	14	金額(千円)	24,790	18,627	57,370	125,204	269,647	合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434	204,404	313,012
		H18	H19	H20	H21	H22																																					
競争的資金の導入	件数	30	27	29	26	23																																					
	金額(千円)	104,937	78,823	85,064	79,200	43,365																																					
受託研究等	件数	11	5	8	12	14																																					
	金額(千円)	24,790	18,627	57,370	125,204	269,647																																					
合計金額(千円)		129,727	97,450	142,434	204,404	313,012																																					

		人員を前提として支払われる人件費を基準として 5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。		・ 中期計画に示された数値目標に応じた年度予算計画を作成し、その範囲内で適切な予算執行に努めるとともに、的確かつ効率的な業務運営を行った。 オ 役職員の給与の見直し ・ 平成 22 年度人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定に準拠した役職員の俸給表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当についても国と同様の支給率にすることを盛り込んだ役員報酬規程及び職員給与規程の改定を行った。 カ 業績評価に基づく経費節減 ・ 研究課題については、内部・外部研究評価委員会における事前・中間・事後評価の結果等に基づく研究の中止、研究計画の見直し等の措置を通じて、経費節減を図った。 キ 計画的な職員の採用 ・ 中期計画に基づき、計画的な職員採用を行い、総人件費の抑制に努めた。 ク 公共調達の適正化 ・平成 22 年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し、及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、平成 21 年 12 月に設置した契約監視委員会及び公共調達審査会において契約の点検を行っている。			
評価の視点等	【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費削減】	自己評定	S		評 定	S	
[数値目標]		(理由及び特記事項) 一者応札の見直し等、徹底した経費の節減対策を推進した結果、人件費、業務経費、一般管理費のすべてについて、中期目標の数値目標を大幅に上回る経費削減を達成した。 一般競争入札の徹底、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減などの経費節減に努め、平成22年度（決算額）の一般管理費（人件費を除く。）は、1億7,107万5千円（平成17年度比39.8%減）、業務経費（人件費を除く。）は、6億4,608万2千円（平成17年度比30.1%減）と大幅な節減を達成した。 平成 22 年度の人件費（退職手当を除く。）は、10 億 2,737 万円と平成 17 年度比で 17.4%の節減を図った。 実績：○ 従前より国と同様の基準による規程に基づき契約業務を実施しているところであるが、平成21年7月に総合評価方式による一般競争入札の規程を整備し、委託調査等の業務委託について透明性・競争性の向上を図った。 「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置はすべて実施済である。 実績：○ 研究員が要求するすべての調達について、各研究員の所属部長に加えて、研究企画調整部の事前承認を得ることとした。また、内部審査を行う機関として公共調達審査会を設置、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し審査体制の充実を図った。			(委員会としての評定理由) 随意契約の見直しにより随意契約を5件約3, 600万円までに減少させたこと、省エネルギー対策の推進により光熱水料を対20年度比で22. 5%減、対21年度比で5. 6%削減を達成したことは高く評価できる。また、大型の受託研究を獲得し、競争的資金・受託研究の合計額は過去最高額を更新したことは高く評価できる。ただし、科研費の獲得高が漸減しており、獲得戦略の練り直しが必要である。 (各委員の評定理由) ・ 随意契約の見直しによる経費節減、省エネルギー対策の推進による経費の削減は評価できる。また、大型の受託研究の獲得は高く評価できるが、今後、競争的資金の獲得に向けての努力が期待される。 ・ 省エネ成果は大。 ・ 外部資金はロボット関係が高額であるが、科研費が減っていることが懸念される。 ・ 研究費の獲得状況、経費削減実績からみて、中期計画を上回る実績をあげたと評価する。 ・ 随意契約がまだ残っているが、計画を大幅に上回った。 ・ 業務運営の効率化に伴う経費節減は中期計画を上回っている。また、受託研究費の獲得は顕著であることが認められる。ただし、科研費の獲得高は漸減傾向にあり、獲得戦略の練り直しが必要である。 ・ 運営費交付金、事業費の中期目標で設定した数値目標を大幅に上回る実績を上げた。 ・ 大型受託研究の獲得は単年度としては評価できる。大幅な経費削減は高く評価できる。 ・ 8項目の年度計画を設定している。経費削減については、随意契約の漸減、光熱水料費の削減などに組織的に取り組み、それなりの成果を上げていることは評価できる。業務の外部委託などが残されているが、おおむね、成果を上げていると判断できる。自己収入の確保については、受託研究の大幅な伸びがあるものの、競争的資金は、漸減している。その他の計画についても、具体的実績を明示してあり、総合的に、自己評定Sは妥当であると判断する。		
・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営交付金から一般管理費（退職手当を除く）について15%、事業費（退職手当を除く）について5%に相当する額を節減すること。							
・ 平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。							
[評価の視点]							
・ 契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。							
(政独委・評価の視点事項 5(1))							
・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。							
(政独委・評価の視点事項 5(1))							

・ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項 5(2)を含む。) ・ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(政独委・評価の視点事項 5(3)を含む。) ・ 省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を削減しているか。(光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。(政・独委評価の視点)	実績:○ 外部委員のほか監事(業務・会計)を加えた 5 名の監視委員による契約監視委員会を平成 22 年度においても引き続き設置するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき契約方法の見直し・点検を行ったところである。具体的には、一者応札・応募の削減を目途として、公告期間の延伸、仕様内容の見直し、及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成 20 年度に 9 件、1 億 1,567 万 7 千円であった随意契約は、平成 21 年度は 5 件、3,434 万 1 千円、平成 22 年度においては 5 件、3,598 万 3 千円となった。一方、競争性のある契約は、平成 20 年度の 78 件、7 億 6,108 万 3 千円から、平成 21 年度は 95 件、6 億 4,073 万 9 千円、平成 22 年度においては 81 件、6 億 6,598 万 2 千円となった。 実績:○ 契約に当たっては、当研究所ホームページ及び掲示板へ掲示しており、公告期間の延伸、仕様内容の見直し、及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性の確保に努めた。また、契約の締結、履行の状況その他契約の状況について会計担当監事による監査の実施、公共調達審査会及び契約監視委員会の開催による審査・点検等、一層の透明性の確保を図った。 また、100 万円以上の契約については、研究所ホームページに契約情報を公表した。 実績:○ 光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進し、光熱水料を対平成 20 年度比で 2,464 万 1 千円、率にして 22.5%削減、対平成 21 年度比で 493 万 4 千円、率にして 5.6%削減を達成した。(業務実績ア参照) <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>光熱水料(千円)</td><td>90,570</td><td>98,495</td><td>107,373</td><td>87,666</td><td>82,732</td></tr></table>		H18	H19	H20	H21	H22	光熱水料(千円)	90,570	98,495	107,373	87,666	82,732						
	H18	H19	H20	H21	H22														
光熱水料(千円)	90,570	98,495	107,373	87,666	82,732														
・ 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を削減しているか。 ・ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 ・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。	実績:○ 電子決裁システムやテレビ会議システムの活用促進により、業務処理の効率化や清瀬・登戸両地区間の移動時間、交通費等の削減を行い、時間的・経済的損失を縮減した。 実績:○ 一般競争入札による調達の徹底、単価契約による一般競争入札の実施、情報通信技術の活用による時間的・経済的損失の縮減や出張におけるパック旅行の利用を図る等経費節減対策を講じた。 実績:○ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。下表のとおり、支出総額は中期目標の目標数値を達成した。 <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>予算額(千円)</td><td>2,477,514</td><td>2,513,724</td><td>2,516,303</td><td>2,535,703</td><td>2,075,209</td></tr><tr><td>決算額(千円)</td><td>2,374,127</td><td>2,444,026</td><td>2,395,489</td><td>2,222,748</td><td>1,908,592</td></tr></table>		H18	H19	H20	H21	H22	予算額(千円)	2,477,514	2,513,724	2,516,303	2,535,703	2,075,209	決算額(千円)	2,374,127	2,444,026	2,395,489	2,222,748	1,908,592
	H18	H19	H20	H21	H22														
予算額(千円)	2,477,514	2,513,724	2,516,303	2,535,703	2,075,209														
決算額(千円)	2,374,127	2,444,026	2,395,489	2,222,748	1,908,592														

・ 経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。(政独委・評価の視点4(2)) ・ 役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。 ・ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。) ・ 国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ・ 総人件費改革は進んでいるか。 ・ 国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ・ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 ・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。(政独委・評価の視点事項4(3)を含む。)	実績:○ 一般競争入札の徹底、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減などの経費節減に努め、平成 22 年度(決算額)の一般管理費(人件費を除く。)は 582 万 4 千円減(前年度比 3.3%減)、業務経費(人件費を除く。)は対前年度比 1 億 1,033 万 6 千円減(前年度比 14.6%減)となった。<table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>一般管理費(千円)</td><td>278,177</td><td>275,017</td><td>266,792</td><td>176,899</td><td>171,075</td></tr><tr><td>業務経費(千円)</td><td>882,030</td><td>876,476</td><td>769,552</td><td>756,418</td><td>646,082</td></tr></table> 実績:○ 平成 22 年度人事院勧告による国家公務員指定職及び一般職の給与改定に準拠した俸給表の改定を行うとともに、期末手当・勤勉手当の支給割合を変更した。 実績:△ ラスパイレス指数は、研究職が 92.6、事務・技術職が 107.5 であった。事務・技術職のラスパイレス指数が 100 を上回った理由は、調査対象者は厚生労働省からの出向者であり、厚生労働本省からの出向者には、1～2年間は東京 23 区の地域手当(18%:平成 22 年度)が支給(1年目 100%、2 年目 80%)されていること等による。 実績:○ 国とは異なる、又は法人独自の諸手当はない。 実績:○ 平成 22 年度(決算額)の人件費(総人件費改革の取組状況における給与、報酬等支給総額)は、8 億 829 万 5 千円と平成 17 年度比で 20.4%の節減を図った。 実績:○ 当研究所には、国家公務員の再就職者はいない。 実績:○ 当研究所職員の人件費を、人件費以外の費目で支出している事実はない。 実績:○ 福利厚生費については、当法人は、独法化以前は国の附属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法後も引き続き国の給与制度に準拠している。法定外福利費についても、国の制度に準拠している。		H18	H19	H20	H21	H22	一般管理費(千円)	278,177	275,017	266,792	176,899	171,075	業務経費(千円)	882,030	876,476	769,552	756,418	646,082	
	H18	H19	H20	H21	H22															
一般管理費(千円)	278,177	275,017	266,792	176,899	171,075															
業務経費(千円)	882,030	876,476	769,552	756,418	646,082															

労働安全衛生総合研究所 評価シート(4)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																													
2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。		2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。		2 効率的な研究施設・設備の利用 (1) 使用状況の把握と効率的な利用 中期計画に基づいて施設・設備の効率的な利用を図るため、研究施設、研究室及び執務室の使用状況を把握し、利用方法を適宜検討・改善する。また、研究室の使用を効率化し、新規採用研究員へさらに積極的に配分するようにする。 (2) 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により外部貸与対象施設・機器の共同利用と有償貸与を一層進める。		2 効率的な研究施設・設備の利用 (1) 使用状況の把握と効率的な利用 ・ 退職研究員の研究室を整備し、新規採用研究員や研究室が手狭になった研究員への配分等を行い、有効活用を図った。 ・ その他、施設管理担当者による定期的な施設の利用状況のモニタリングを行った。 (2) 研究施設・設備の共同利用、有償貸与 ・ 貸与対象の研究施設・設備リストを見直し、貸与可能な施設・設備を 1 件増の 85 件にするとともに、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図った。3,000kN 垂直荷重試験機及び局所排気装置性能実験施設等の 4 件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は 56 万 7 千円となった。[再掲] ・ 貸与対象研究施設・設備については、研究所ホームページへの掲載、PR パンフレットの作成・配布等により、その周知に努めた。 ・ また、東京大学等の研究機関や民間企業との間で 12 件の共同研究（プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題に限る。以下同じ。）により、施設の共同利用を進めた。																													
評価の視点等		【評価項目4 効率的な研究施設・設備の利用】		自己評定		A		評 定		A																									
[数値目標] [評価の視点] ・ 研究所の施設・設備の活用状況を把握し、効率的に利用するための仕組みを整備しているか。 (政独委・評価の視点事項3(1)と同様) ・ 他の研究機関、企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。 (政独委・評価の視点事項3(1)と同様)		(理由及び特記事項) 貸与対象とする研究施設・設備及び貸与料算定基準を見直し、有償貸与を積極的に推進するとともに、外部機関との共同研究等の推進により、研究施設・設備の効率的な利用を図った。 実績:○ 施設管理担当者が定期的に主要施設の利用状況のモニタリングを行う仕組みを整備し、モニタリングを実施した。(業務実績(1)参照) 実績:○ 貸与対象となる施設・設備を見直し、1件増の85件とするとともに、PR用パンフレットの作成・配布を行った。有償貸与額は、堅調に推移している。(業務実績イ参照)		(委員会としての評定理由) 積極的に研究施設・設備の共同利用、有償貸与に取り組み、有効利用を促進していると評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 研究施設・設備の共同利用、有償貸与による有効利用や光熱費の削減努力は評価できる。 ・ ほぼ、中期計画どおり。 ・ 中期計画を上回る実績と評価する。 ・ 細かいところまで工夫が見られる。 ・ 研究施設等の共同利用や有償貸与に関する取り組みは顕著であり、中期計画を上回る結果を残している。 ・ 他研究機関との共同協力も計画を超える成果を上げている。 ・ 2つの年度計画について、妥当に実施している。積極的な施設・設備の有償貸与などにも積極的の取り組んでいると判断できる。																															
		<table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>貸与対象機器数</td><td>47</td><td>77</td><td>77</td><td>84</td><td>85</td></tr><tr><td>施設の有償貸与件数</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>552</td><td>148</td><td>699</td><td>728</td><td>567</td></tr><tr><td>共同研究課題数</td><td>14</td><td>15</td><td>11</td><td>14</td><td>13</td></tr></table>			H18	H19	H20	H21	H22	貸与対象機器数	47	77	77	84	85	施設の有償貸与件数	3	2	4	4	4	金額(千円)	552	148	699	728	567	共同研究課題数	14	15	11	14	13		
	H18	H19	H20	H21	H22																														
貸与対象機器数	47	77	77	84	85																														
施設の有償貸与件数	3	2	4	4	4																														
金額(千円)	552	148	699	728	567																														
共同研究課題数	14	15	11	14	13																														

労働安全衛生総合研究所 評価シート(5)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 22 年 度 計 画	平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 労働現場のニーズの把握 労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき事項 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 (1) 労働現場のニーズの把握と業務への反映 ア 労働安全衛生重点研究推進協議会において策定される今後 10 年間の労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の全国的普及・推進に努めるとともに、研究所の研究業務にもこれを反映させる。また、労働安全衛生研究の普及・振興を目的とした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを運営実施する。 イ 客員研究員等との研究交流会を開催し、産業医、安全・衛生管理者等から労働現場の最先端の研究ニーズを把握するとともに研究員との共同研究を進める。 ウ 業界団体や第一線の安全・衛生管理者等を対象とした労働安全衛生に関する情報交換会を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。 エ 労働者健康福祉機構と研究情報の交換を行い、労働現場の研究ニーズの把握に努める。 オ 産業医科大学との研究交流会を定期的に開催し、研究ニーズの情報交換に努める。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 (1) 労働現場のニーズの把握と業務への反映 ア 労働安全衛生重点研究推進協議会 - 労働安全衛生重点研究推進協議会において、今後おおむね 10 年間に我が国が推進すべき労働安全衛生分野の研究戦略として 3 重点領域と 22 優先課題を策定し、平成 22 年 10 月に報告書を取りまとめるとともに、研究所のホームページに労働安全衛生研究戦略を掲載し、その普及に努めた。 ＜添付資料 3 労働安全衛生研究戦略＞ ・平成 23 年 1 月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所、大学等の研究者による 9 テーマの講演を行った。労働安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に 247 人の参加者を得た。 ＜添付資料 4 平成 22 年度労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム＞ イ 客員研究員・フェロー研究員研究交流会 - 平成 22 年 12 月に客員研究員・フェロー研究員研究交流会を開催し、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生分野の研究動向等について意見・情報交換を行った。 ウ 業界団体等との意見・情報交換 - 中小企業診断協会城西支部、(社) 石灰石鉱業協会保安委員会、(社) 日本作業環境測定協会、日本天然ガス(株)、姉崎地区災害防止対策協議会等を始めとする業界団体等と、労働安全衛生に関する調査研究について、意見・情報交換を行った。 エ 労働者健康福祉機構との研究情報交換会 - 労働者健康福祉機構との間で研究情報交換会を開催するとともに、関東労災病院と共同で行っている腰痛研究、石綿小体の計測等についての共同研究を引き続き実施し、労働現場の研究ニーズの把握に努めた。 オ 産業医科大学との研究交流会 - 平成 22 年 9 月に産業医科大学産業生態科学研究所との間で研究交流会を開催し、当研究所から 6 課題について研究発表を行うとともに、意見交換を行った。 (2) 行政ニーズの把握と業務への反映 - 業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画を策定した。 - 厚生労働省安全衛生部と研究所との実務レベルの意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて意見交換を行った。 - 厚生労働省安全衛生部からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、「研削盤等構造規格に関する調査研究」、「鋼管足場用の部材及び付属金具の性能規格化」、「長時間労働に対する医師による面接指導等の実施状況調査」、「ストレスに関連する症状・不調として確認することが適当な項目等に関する調査研究」等の調査研究を実施した。
	イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。	(2) 行政ニーズの把握と業務への反映 厚生労働省安全衛生部との定期的な連絡会議、情報交換会等により行政施策の実施に必要な調査研究の内容を把握し、調査研究業務に反映させる。	

		ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	(3) 将来生じうる労働現場のニーズの把握 把握 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。		(3) 将来生じうる労働現場のニーズの把握 ・ 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に多数の役職員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。																																														
評価の視点等		【評価項目5 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映】	自己評価		A																																														
[数値目標] [評価の視点] ・ 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 ・ 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 ・ 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。		(理由及び特記事項) 労働安全衛生重点研究推進協議会において、今後おおむね 10 年間に我が国が推進すべき労働安全衛生分野の研究戦略として 3 重点領域と 22 優先課題を取りまとめる等、労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として、広く労働安全衛生に関する研究ニーズの把握・分析に努めた。 実績：○ 労働安全衛生重点研究推進協議会の開催、業界団体や厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。(業務実績(1)・(2)参照) 実績：○ 業界団体や行政等からの調査研究要望を次年度のプロジェクト研究課題の研究計画に反映させた。 <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>行政支援研究実施件数</td><td>10</td><td>17</td><td>17</td><td>11</td><td>10</td></tr><tr><td>プロジェクト研究当該年度新規課題数</td><td>4</td><td>5</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td></tr></table> 実績：○ 多数の役職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、労働現場のニーズの把握に努めた。 <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>国内学会への参加人数</td><td>184</td><td>205</td><td>322</td><td>245</td><td>201</td></tr><tr><td>国外学会への参加人数</td><td>58</td><td>72</td><td>62</td><td>38</td><td>58</td></tr><tr><td>合計</td><td>242</td><td>277</td><td>384</td><td>283</td><td>259</td></tr></table>							H18	H19	20	H21	H22	行政支援研究実施件数	10	17	17	11	10	プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	2	4	3		H18	H19	H20	H21	H22	国内学会への参加人数	184	205	322	245	201	国外学会への参加人数	58	72	62	38	58	合計	242	277	384	283	259	(委員会としての評定理由) 労働安全衛生重点研究推進協議会、シンポジウム、研究交流、業界団体との意見交換会、学会参加等、労働現場のニーズの把握のために多様な取り組みが行われていることを評価する。また、厚生労働省との意見情報交換会を通じた行政ニーズの把握に努め、業務へ反映している点は評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 労働安全衛生重点研究推進協議会、シンポジウム、研究交流、業界団体との意見交換会、学会参加等を通じた労働現場のニーズ把握や厚生労働省との意見情報交換会を通じた行政ニーズの把握に努め、業務へ反映している点は評価できる。 ・ 着実に取り組んでいる。 ・ 労働現場ニーズの把握のために多様な取り組みが行われていることを認める。 ・ 各種会議やシンポジウムの開催等によりニーズ等を的確的に把握していること。 ・ 年度計画1の労働現場のニーズ把握、に関して5つの項目を設定し、各々適切に実施している。それらの実績についても着実なものがある。計画2, 3についても妥当に実施されていると判断する。 (その他の意見) ・ 労働者健康福祉機構との研究情報交換会に期待する。労災病院との連携を発展させていきたい。 ・ 職場のニーズとして、メンタルヘルスの問題は一層大きくなると考える。その関連研究課題への一層の取り組みを期待したい。	
	H18	H19	20	H21	H22																																														
行政支援研究実施件数	10	17	17	11	10																																														
プロジェクト研究当該年度新規課題数	4	5	2	4	3																																														
	H18	H19	H20	H21	H22																																														
国内学会への参加人数	184	205	322	245	201																																														
国外学会への参加人数	58	72	62	38	58																																														
合計	242	277	384	283	259																																														

労働安全衛生総合研究所 評価シート(6)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 年度計画	平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績
2 労働現場のニーズに沿った研究の実施 労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 (1) プロジェクト研究 次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究	2 調査研究業務の重点的实施 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。 (1)プロジェクト研究 中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。 なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。 ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究 (ア)事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 (イ)第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 (ウ)危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究 (ア)情報技術化を援用した中小規模掘削工事の安全化 (イ)橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発 (ウ)災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 (エ)液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止 (オ)初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 (カ)人間・機械調和型作業システムの基礎的安全技術に関する研究	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。 (1) プロジェクト研究等 中期計画に示したプロジェクト研究「重点研究領域特別研究」のうち10課題(別紙1)(省略)を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。さらに、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づく研究(イノベーション25研究)の3課題(別紙2)(省略)及び世界保健機構(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン(ゴーンネットGOHNET研究)」の3課題(別紙3)(省略)を実施する。 〈プロジェクト研究〉 1 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 2 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 3 第三次産業で使用する機械設備の基本安全技術に関する研究 4 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 5 オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究 6 勤務時間の多様化等による健康影響の評価に関する研究 7 メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 8 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 9 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 10 アーク溶接及び関連作業職場における有害因子に関する研究 〈イノベーション 25 研究〉 1 多軸全身・多軸手腕振動暴露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (1)プロジェクト研究等 中期計画及び平成22年度計画に基づいて、下記のとおり、プロジェクト研究を10課題、イノベーション25研究を3課題及びGOHNET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題を実施した。 〈プロジェクト研究〉 ア 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究 [2 年目] イ 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 [初年度] ウ 第三次産業で使用する機械設備の基本安全技術に関する研究 [3年目] エ 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 [最終年度] オ オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究 [初年度] カ 勤務時間の多様化等による健康影響の評価に関する研究 [初年度] キ メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 [2 年目] ク 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 [2 年目] ケ 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 [2年目] コ アーク溶接及び関連作業職場における有害因子に関する調査研究 [最終年度] 〈イノベーション25研究〉 ア 多軸全身・多軸手腕振動暴露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究 [4 年目] イ 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究 [4 年目] ウ 生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 [最終年度] 〈GOHNET研究〉 ア 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランスーウェブ情報システムの開発と活用ー [最終年度] イ 中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 [最終年度] ウ ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害 [3年目] ＜添付資料6 プロジェクト研究、基盤的研究等の概要＞

	(キ)高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究 ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究 (ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 作業環境評価法が確立されていないナノ粒子等について、測定技術及び除去技術の開発を行うとともに、動物実験による生体影響評価が可能となるよう吸入曝露実験のための発生法の開発を行う。 (イ)第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究 (ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 (エ)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究 (オ)オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 (ア)過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 (イ)勤務時間の多様化等の健康影響の評価に関する研究 (ウ)メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究 (ア)石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 (イ)蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 (ウ)健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 (エ)作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝子素因に関する研究 (オ)アーク溶接作業における有害因子に関する調査 (カ)有害因子ばく露の低濃度化	研究 2 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術研究 3 生体内繊維状物質の好感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 〈GOHNET 研究〉 1 職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランス(作業関連疾患の疫学研究の推進を含む。) 2 中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 3 ヘルスケア・ワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害	
--	--	--	--

・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。

実績:○
論文・学会発表1件当たりの研究費は、着実に減少傾向にある等、研究における効率性の向上が進んでいる。

	H18	H19	H20	H21	H22
(A)プロジェクト研究等研究費(千円)	330,097	292,582	210,164	236,005	147,183
(B)論文・学会発表件数	193	186	179	329	245
(A)／(B)	1,710	1,573	1,174	717	600

労働安全衛生総合研究所 評価シート(7)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																									
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性 疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。 ＜別紙2省略＞		(2)基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の 変化、労働災害の発生状況等の 動向を踏まえつつ、中期目標の 別紙2の研究領域において、長期 的視点から労働安全衛生上必要 とされる基盤技術を高度化するた めの研究及び将来のプロジェクト 研究の基盤となる萌芽的研究等 を、毎年度研究計画を作成して 実施する。		(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるた めの基礎的研究及び将来のプロジェ クト研究等の基盤となる萌芽的研究 として42課題(別紙4)を実施する。		(2) 基盤的研究 ・ 基盤的研究として、13研究領域48課題を実施した。このうち、17課題については、大学、民間企業等外部機 関との共同研究として実施した。 ・ 基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記 載した研究計画書を作成して、その計画的な実施に取り組んだ。また、全ての研究課題について、研究計画及び 研究の進行状況等を内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の見直し等に反映させた。 ・ 「着火・爆発による災害の防止に関する研究領域」においては、平成 23 年度から開始するプロジェクト研究「貯 槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・中毒災害の防止に関する研究」の萌芽的研究として、「爆発・ 火災災害における要因分析」、「爆発火災リスクアセスメントツールの開発」及び「サブミクロン粉じんの発火・ 爆発性に関する研究」を実施し、貯層での爆発に関する事例分析、爆発火災に関するリスク解析技術、粉じん等 の危険性データの収集等多岐にわたる技術的な成果を得た。 ・ 「労働現場における疫学的研究に関する研究領域」においては、平成 23 年度から開始するプロジェクト研究「建 設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究」の萌芽的研究として、「建設業労 働者の死因に関するコホート研究」を実施し、建設労働者の作業態様や身体に関する自覚症状、職歴や既往歴、 死因等の情報について多面的な解析を行うことで貴重なデータの収集を行うことができた。																									
						＜添付資料6 プロジェクト研究、基盤的研究等の概要＞																									
評価の視点等【評価項目7 基盤的研究】 〔数値目標〕		自己評定		A		評 定		A																							
〔評価の視点〕 ・ 基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに 対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるため の基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤と なる萌芽的研究として実施されているか。 ・ 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画 の見直しが適切に行われているか。 ・ 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観 点から成果を評価する必要がある調査研究について は、その観点からの成果が示されているか。 ・ 効率的な研究への取り組みがなされているか。		(理由及び特記事項) 研究内容を精査した上で、13 研究領域 48 課題を実施した。一部は今後のプロジェ クト研究の萌芽的研究として実施するとともに、他の多くの課題についても研究基盤 の充実に資する研究成果を得た。 実績：○ 「爆発・火災災害における要因分析」等 4 課題 については、平成 23 年度を初年 度とするプロジェクト研究の萌芽的研究として実施した。(業務実績(2)参照) 実績：○ 研究課題ごとに研究目的・実施事項・到達目標を記載した研究計画書を作成し、内 部評価委員会における評価結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で、研究課題を 実施した。 実績：○ 論文・学会発表等によって研究の成果が示された。また、基盤的研究課題について も、全研究課題を内部評価の対象とし、進行状況と成果の評価を行った。 実績：○ 研究の重点化により、基盤的研究費は着実に減少している。 <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>(A) 基盤的研究費(千円)</td><td>90,800</td><td>81,480</td><td>75,492</td><td>69,086</td><td>46,076</td></tr><tr><td>(B) 文・学会発表件数</td><td>436</td><td>516</td><td>421</td><td>302</td><td>371</td></tr><tr><td>(A)／(B)</td><td>208</td><td>158</td><td>179</td><td>229</td><td>124</td></tr></table>			H18	H19	H20	H21	H22	(A) 基盤的研究費(千円)	90,800	81,480	75,492	69,086	46,076	(B) 文・学会発表件数	436	516	421	302	371	(A)／(B)	208	158	179	229	124	(委員会としての評定理由) 基盤的研究自体の重点化や高度化、さらには、いくつかの基盤的研究をプロジェクト研究の 萌芽的位置付けと規定するなど、業務の質向上が顕著であり、日本高圧力技術協会「科学技 術振興賞」の受賞もある。基盤的研究の遂行においても、内部評価委員会による検証を実施し ていることは、評価できる。 (各委員の評定理由) ・ プロジェクト研究への重点化のため、基盤的研究の課題数を絞っているが、基盤的研究は長 期的視点に立つての労働安全衛生上の基盤技術を高度化するためのものでもあり、また、次 のプロジェクトに向けての萌芽的なものでもある。プロジェクト研究等の適切なバランスについ て考慮する必要があるだろう。 ・ 幅広い課題に取り組んでいる。 ・ 中期計画にそった実績と評価する ・ 今日的な課題に積極的に取り組んでいる。 ・ 基盤研究自体の重点化や高度化、さらに基盤研究とプロジェクト研究との連携など、業務の 質向上が顕著である。 ・ 基盤的研究の成果が上がっている。外部からの受賞もあり。 ・ 基盤研究の遂行においても、内部評価委員会による検証を実施していることは、高く評価 できる。加えて、いくつかの基盤研究をプロジェクト研究などへの萌芽的位置づけと規定して いる点も理解しやすい。 (その他の意見) ・ 今後、基盤研究の設定・遂行において、研究所のミッションからみた位置づけをより明確に し、展開していくことが望まれる。			
	H18	H19	H20	H21	H22																										
(A) 基盤的研究費(千円)	90,800	81,480	75,492	69,086	46,076																										
(B) 文・学会発表件数	436	516	421	302	371																										
(A)／(B)	208	158	179	229	124																										

労働安全衛生総合研究所 評価シート(8)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画						平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績													
3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進すること。		3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。 イ 研究評価に当たっては、学際的研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的研究を積極的に行う。		3 学際的な研究の実施 (1) 学際的な研究体制の検討と構築 研究所の中核的な研究であるプロジェクト研究等を含め、産業安全と労働衛生の両者の研究員の知見を活用した学際的研究を推進する。 (2) 学際的研究の評価 研究所の各研究課題について、学際的な観点からの評価を行い、この評価結果を踏まえ学際的研究の一層の推進を図る。		3 学際的な研究の実施 (1) 学際的な研究体制の検討と構築 ・ 産業安全を専門とする研究員と労働衛生を専門とする研究員から構成される環境研究領域が中心となって、双方の専門性・知見を活用した学際的研究を推進するとともに、清瀬地区及び登戸地区でそれぞれ実施している研究討論会の対象を両地区の全研究員とすることにより、情報の共有化を推進した。 ・ 産業安全と労働衛生の分野横断的な研究として、2つのプロジェクト研究等「災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究」及び「作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究」並びに厚生労働科学研究費補助金による「加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究」を実施し、研究について、産業安全を専門とする研究員と労働衛生を専門とする研究員が参画し、研究成果の相乗効果を発揮する研究を推進した。 (2) 学際研究の評価 ・ 内部評価委員会及び外部評価委員会において、前年度に引き続き、産業安全・労働衛生両分野の委員から学際的視点からの評価を受けた。 ＜添付資料7 平成22年度外部研究評価報告書＞																	
評価の視点等		【評価項目8 学際的な研究の実施】		自己評定		A				評 定		A											
[数値目標] [評価の視点] ・ 産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進するための体制を検討・構築し、学際的研究を実施しているか。 ・ 調査研究の研究評価が学際的研究の推進という観点を含めて行われ、学際的研究の推進に結びついているか。		(理由及び特記事項) 3 研究領域長を中心とする体制の確立等により、学際的な研究の推進を図った。プロジェクト研究や競争的資金による研究において、産業安全及び労働衛生の両分野に関する知見を活かした分野横断的な研究を推進した。		実績:○ 産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究を推進するための体制を充実し、学際的研究を実施した。(業務実績(1)参照)		実績:○ 学際的視点を研究評価項目の一つとし、外部評価委員会を産業安全・労働衛生両分野の委員で構成し、学際的視点からの評価を受けた。 なお、研究員が研究代表者である28研究課題(プロジェクト研究等及び科研費研究)のうち、研究所外との共同研究によるものは12課題となり、割合は43%となった。		<table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>共同研究の占める割合</td><td>35%</td><td>43%</td><td>39%</td><td>41%</td><td>43%</td></tr></table>			H18	H19	H20	H21	H22	共同研究の占める割合	35%	43%	39%	41%	43%	(委員会としての評定理由) 統合のシナジー効果を実感できる取組のスキームが提示されたことは喜ばしい。また、外部評価委員会による評価の実施も適切である。災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究、作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究、加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究等、社会的に重要な研究が学際的研究として展開されており、評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究、作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究、加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究等、社会的に重要な研究が学際的研究として展開されており、評価できる。 ・ 高齢者の生理機能の視点と労災の分析は、シナジー効果が期待できてよい。具体的成果をそれによる改善につなげてほしい。 ・ 中期計画にそって、着実な実績をあげたものと評価する。 ・ 学際的研究は統合の成果。 ・ 学際的な研究の推進についても、課題の設定、実施体制の面からも適切に実施されていると判断する。また、外部評価委員会による評価の実施も適切であるが、加えて、その評価結果についても追記することにより、さらに、明確な自己点検・評価書となると思われる。 (その他の意見) ・ こうした学際研究が、一部の学際グループのみにとどまらず、全体研究において学際性が生きるようにしていただきたい。 ・ 「学際的」な研究の一層の発展を期待したい。 ・ 統合のシナジー効果を実感できる取り組みのスキームが提示されたことは喜ばしいことである。とくに、例示された「加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究」の具体的な成果を期待したい。	
											H18	H19	H20	H21	H22								
										共同研究の占める割合	35%	43%	39%	41%	43%								

労働安全衛生総合研究所 評価シート(9)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																																			
4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。		4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。		4 研究項目の重点化 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の7割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。		4 研究項目の重点化 ・ 中期計画及び平成22年度計画に基づいて、プロジェクト研究への重点化を図ることにより、プロジェクト研究を10課題実施した。また、政府の長期戦略指針「イノベーション25」に基づく3課題及び当研究所がWHO(世界保健機関)の労働衛生協力センターとして指定されたことを受けて平成20年度から開始したGOHNET研究(労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン)に基づく3課題をプロジェクト研究と並ぶ重点研究課題として位置付け、これらの研究課題を実施した。 ・ 基盤的研究課題の平成 18 年度から平成 22 年度までの 1 年当たりの平均数は 65.0 課題となり、前中期目標期間における 1 年当たりの平均数 102 課題との比較では、36.3%の減少となった。																																			
評価の視点等		【評価項目9 研究項目の重点化】		自己評定		S		評 定		A																															
[数値目標] 中期目標期間中の基盤的研究の年平均課題数を前中期目標期間中の基盤的研究課題数(旧安研と旧産医研の合算値)に比して20%程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。		[評価の視点] ・ 現行のプロジェクト研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、かつ、研究の方向及び明確な到達目標を定めたプロジェクト研究へ重点化されているか。		(理由及び特記事項) 基盤的研究課題の平成 18 年度から平成 22 年度までの 1 年当たりの平均数は 65.0 課題となり、前中期目標期間における 1 年当たりの平均数 102 課題との比較では、数値目標の 20%を大幅に上回る 36.3%減を達成した。				(委員会としての評定理由) 基盤的研究の課題数を減らし、プロジェクト研究などの重点課題へ移行するという中期目標に沿って、前中期目標期間における1年当たりの平均数102課題との比較では、数値目標の20%を大幅に上回る36.3%減を達成したことを評価する。一方、基盤的研究は長期的視点に立っての労働安全衛生上の基盤技術に関するものでもあり、また、次のプロジェクト研究に向けての萌芽的なものでもあることに鑑み、プロジェクト研究等と基盤的研究との適切なバランスについて考慮する必要がある。																																	
・ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して 30%程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。		実績:○ プロジェクト研究等への重点化、基盤的研究の課題数の計画的削減を進めた結果、基盤的研究課題の平成18年度から22年度までの1年当たりの平均数は65.0課題となり、前中期目標期間における1年当たりの平均数102課題と比較し、36.3%の減少となった。		実績:○ 平成 19 年度からイノベーション 25 研究を、平成 20 年度から GOHNET 研究を開始するなど、労働現場のニーズ等を精査した上で、研究の重点化を図っている。		<table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>プロジェクト研究</td><td>12</td><td>13</td><td>11</td><td>12</td><td>10</td></tr><tr><td>イノベーション25研究</td><td>—</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>GOHNET研究</td><td>—</td><td>—</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>基盤的研究</td><td>83</td><td>68</td><td>65</td><td>61</td><td>48</td></tr></table>			H18	H19	H20	H21	H22	プロジェクト研究	12	13	11	12	10	イノベーション25研究	—	5	5	4	3	GOHNET研究	—	—	3	3	3	基盤的研究	83	68	65	61	48	(各委員の評定理由) ・ プロジェクト研究等への重点化のため、基盤的研究の課題数を絞っているが、基盤的研究は長期的視点に立っての労働安全衛生上の基盤技術に関するものでもあり、また、次のプロジェクトに向けての萌芽的なものでもある。基盤的研究の課題数を減少することが成果とはいえない。プロジェクト研究等と基盤的研究との適切なバランスについて考慮する必要がある。 ・ 行政ニーズや国民のニーズの高い研究課題への重点化が進んだ実績を評価する。 ・ 重点化に努めている。 ・ 研究項目の重点化に関する取り組みは、中期計画を上回る実績をあげている。 ・ 中期計画の目標(課題数)20%を36%と大幅に達成した。 ・ 基盤的研究課題数の減少は認める。 ・ 基盤的研究の課題数を減らし、プロジェクト研究などの重点課題へ移行するという中期目標に沿って、年度計画の数値を大幅に更新する実績を挙げている。研究所のミッションから見ても、社会的にも理解されやすい方向であり、高く評価できる。自己評定Sも妥当と判断する。			
	H18	H19	H20	H21	H22																																				
プロジェクト研究	12	13	11	12	10																																				
イノベーション25研究	—	5	5	4	3																																				
GOHNET研究	—	—	3	3	3																																				
基盤的研究	83	68	65	61	48																																				
								(その他の意見) ・ 全体とのバランスが見えない。NEDOに重点化しすぎて他の課題が手薄にならないように留意していただきたい。																																	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(10)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績		
5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。		5 研究評価の実施 (1)内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2)外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。		5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 全ての研究課題と個人業績について専門的、客観的、総合的かつ公正な観点から評価をする。さらに、評価結果を研究管理、昇給等の人事管理等に反映させ、業務の効率化を図る。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価委員会を開催し、プロジェクト研究等について評価を実施し、評価結果を研究予算の配分等の研究管理に反映させる。 イ 外部評価の結果の公表 外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。		5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 ・ 平成22年4月に、内部評価規程の改正を行い、追跡評価の実施に関する項目を追加した。また、評価の公平性、透明性、中立性の一層の向上を図るため、事前評価は、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等の5項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等の5項目についてそれぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画、予算配分等の見直しに反映した。 ・ 研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長、領域長、役員等が多面的に評価を行うシステムとした。[再掲] また、評価結果については、部長等への昇格・昇任人事等に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）を行い、研究員のモチベーションの維持・向上に努めた。[再掲] (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ・ 平成22年4月に、外部評価規程の改正を行い、追跡評価の実施に関する項目を追加した。また、評価の公平性、透明性、中立性の一層の向上を図るため、事前評価は、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等の5項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等の5項目についてそれぞれ5段階の評価を行うこととした。平成22年12月に開催した外部評価委員会においては、産業安全・労働衛生の両分野を含む外部有識者委員により、プロジェクト研究（11課題）、イノベーション25研究（1課題）の計12課題を対象に、行政的・社会的貢献度も含めた事前、中間及び事後の評価を行った。評価結果を踏まえ、研究計画の見直しを行う等、評価結果を研究管理、人事管理等に反映させた。 ・ 評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ5名、経済界、労働界等の有識者が3名であった。 ＜添付資料7 平成22年度外部研究評価報告書＞ イ 外部評価の結果の公表 ・ 平成 22 年度の外部研究評価結果を当該評価結果受理日から 3 か月以内に報告書として取りまとめ、研究所ホームページで公開した。本報告書は、評価結果及びその研究業務への反映から構成されている。		
評価の視点等	【評価項目10 研究評価の実施】	自己評定		A		評 定	A	
[数値目標] ・外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。 [評価の視点] ・ 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ・ プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。		(理由及び特記事項) プロジェクト研究、イノベーション 25 研究及び GOHNET 研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の外部評価を12月14日に実施し、その結果を3月7日に研究所ホームページに公表した。 また、外部評価の時期を、従前に比べ 3 ヶ月前倒しして行い、評価結果を次年度の研究計画に反映させるようにした。 実績：○ すべての研究課題を対象に内部評価を行うとともに、研究員の個人業績評価を行った。その結果を研究予算配分、昇格等に反映させた。(業務実績(1)参照) 実績：○ プロジェクト研究、イノベーション 25 研究及び GOHNET 研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後の外部評価を実施し、その結果を踏まえて研		(委員会としての評定理由) 内部評価、外部評価により適切な研究評価を行い、その結果を基に、研究計画の中止・変更、研究予算の増減、昇任、昇格等の人事、表彰等に反映している点は評価できる。業績評価にもとづく二つの表彰制度の導入は研究員の意識向上、評価の実質化においても意義のあることと判断する。また、プロジェクト研究などの外部評価においては、実施時期を前倒し、研究計画の見直しに資するほか、結果を公表するなど、有効な改善方策を実施しており、評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 内部評価、外部評価により適切な研究評価を行い、その結果を基に、研究計画の中止・変更、研究予算の増減、昇任、昇格等の人事、表彰等に反映している点は評価できる。プロジェクト研究等の評価点は3－4であるが、さらに高い評価を受けることが期待される。 ・ 外部評価の充実と反映への努力は評価できる。 ・ 中期計画にそった適切な実施状況と評価する。 ・ 外部評価の公表、反映は評価できる。				

・ 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表したか。	究計画等の見直しを行った。(業務実績(2)ア参照) 実績:○ 外部評価委員会を12月14日に開催し、評価結果報告書を3月7日に研究所ホームページで公表した。(業務実績(2)イ参照)	・ 内部・外部評価は定着しており、しかも評価結果の人事や予算への反映がなされており評価できる。 ・ 評価結果を次年度の研究計画に反映させていること。 ・ 内部評価、外部評価共に年度計画に沿い、実施されている。業績評価にもとづく二つの表彰制度の導入は研究員の意識向上、評価の実質化においても意義のあることと判断する。また、プロジェクト研究などの外部評価においては、実施時期を前倒し、研究計画の見直しに資するほか、結果を公表するなど、有効な改善方策を実施しており、高く評価できる。
---	--	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(11)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																							
6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。		6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。		6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。		6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 ア 基準制定・改訂等のための検討会議等 ・「工作機械の安全」、「静電気安全」、「機械振動及び衝撃」、「温熱環境」、「工業用ナノ材料」等の分野を始めとして、ISO、IEC、OECD、JIS 等国内外の基準制定・改定に関する 70 件の国内委員会・検討会に研究員が委員長等として参画するとともに、これら国際機関が主催する国際会議に研究員が我が国の代表等として出席した。 イ 行政からの要請に基づく調査研究 ・ 行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、「研削盤等構造規格に関する調査研究」、「鋼管足場用の部材及び付属金具の性能規格化」、「長時間労働に対する医師による面接指導等の実施状況調査」、「ストレスに関連する症状・不調として確認することが適当な項目等に関する調査研究」等の調査研究を実施した。〔再掲〕 ＜添付資料 5 役職員の委員派遣等一覧＞																							
評価の視点等	【評価項目11 国内外の基準制定・改訂への科学技術的貢献】	自己評定		A				評 定	A																				
[数値目標] ・ 労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改訂等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。		(理由及び特記事項) 調査研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献している。平成 22 年度においては、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定行う検討等に参画した役職員数は21人であった。		実績:○ 21人の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定を行う70件の検討会等へ委員長等として参画した。		<table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>国内外の基準制定・改定に携わった役職員数</td><td>25</td><td>18</td><td>22</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数</td><td>62</td><td>35</td><td>61</td><td>70</td><td>70</td></tr></table>			H18	H19	H20	H21	H22	国内外の基準制定・改定に携わった役職員数	25	18	22	20	21	役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	62	35	61	70	70	(委員会としての評定理由) 研究成果や知見を基に、基準・規格制定等に関する委員会への研究員の派遣や、行政からの要請等に基づく行政支援研究の実施により国内外の基準制定・改定への貢献をしており、研究成果や知見を行政へ還元していることは評価できる。			
	H18							H19	H20	H21	H22																		
国内外の基準制定・改定に携わった役職員数	25	18	22	20	21																								
役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	62	35	61	70	70																								
[評価の視点] ・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。		実績:○ 国内外の基準の制改定等に関し、次の貢献を行った。 ① OECDの「工業用ナノ材料のばく露低減のためのガイドライン」の制定に当たって、当研究所の研究成果を提供した。 ② ISOの「工作機械のリスクアセスメントに関する技術指針」の制定に当たって、当研究所の研究成果を反映させた。				(各委員の評定理由) ・ 研究成果や知見を基に、国内外の基準制定への貢献や行政からの要請等に基づく基準制定への貢献しており、評価できる。 ・ 国の研究所として行政への還元は評価できる。 ・ 多くの行政施策への貢献を評価する。 ・ 基準改定に貢献した。 ・ 安衛研の研究実績が、国内外の基準制定や改訂に貢献していることを認める。 ・ 当所の要員数から考えると十分な貢献をしていると評価できる。 ・ 検討数が増加していることも評価できる。 ・ 労働安全衛生に関する国内外の基準の制改定等に積極的に貢献している点は評価できる。 ・ 国内外の基準制定・改定などの会議へ、専門的立場から参画するとの計画において、参画職員数、会議数ともに、中期計画期間中、妥当な数値を示している。																							
・ 国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。																													

	③ IECの「防爆に関する規格」の制定に当たって、当研究所の静電気安全指針(JNIOSH-TR-No.42)が一部採用された。 ④ JISのZ3920「溶接ヒュームの分析方法」の改訂にあたって、追加された対象物質の分析方法の検証実験を当研究所で行った。	
--	--	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(12)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 度 の 業 務 の 実 績					
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。		(2)学会発表等の促進 研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。		(2) 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。 また、論文の引用件数を論文の質を評価する指標のひとつとして捉え、論文の質の向上に努める。 さらに、労働災害の原因調査等の実施を今後の研究に結びつけることにより、研究及び災害調査の質的向上、研究員の能力向上に努める。		(2) 学会発表等の促進 ・平成22年度の講演・口頭発表等は345回となり、平成22年度計画に掲げた数値目標340回に対して5件上回った。また、論文発表等は403報となり、同目標の170報の2.4倍となった。 ・論文発表等の内訳は、原著論文81編、原著論文に準ずる学会発表の出版物44編、著書30編、行政報告書等102編、その他の専門家向け出版物等146編であった。 ・これらのうち、国際学会における講演・口頭発表等は85件、英文による原著論文及び原著論文に準ずる学会発表の出版物80編であった。					
評価の視点等		【評価項目12 学会発表等の促進】 〔数値目標〕 ・講演・口頭発表340回、論文発表等170報程度を目標とする。 ・他論文への引用件数が10件以上となる原著論文を評価対象年度の前年度までの3年間で10報以上とする。 〔評価の視点〕 ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。		自己評定		S					
				(理由及び特記事項)							
				中期計画期間における論文発表等の累計数 1,705 報は、中期目標の目標数 850 報の 2 倍に達する等、計画を大幅に上回る水準であった。							
				また、平成 19 年から平成 21 年までの 3 年間に発表された原著論文のうち、引用件数が 10 件を越えたものは 12 報であった。							
				実績：○ 講演・口頭発表等は345回、論文発表等は403報であった。講演・口頭発表等の累計件数は、計画をやや上回る進捗率であるが、中期計画期間における論文発表等の累積件数は、中期目標の目標数の2倍に達した。(業務実績(2)参照)							
					H18	H19	H20	H21	H22	累積件数(到達率)	
				講演・口頭発表等	388	369	319	354	345	1,775(104.4%)	
論文発表等	241	333	347	381	403	1705(200.6%)					
		実績：○ 学会発表等における受賞件数は、静電気学会功績賞等11件と高い水準であった。(業務実績(2)参照)									
			H19	H19	H20	H21	H22				
		学会等における受賞件数	2	3	9	2	11				
						評 定		S			
						(委員会としての評定理由)		講演・口頭発表は、数値目標の340回を上回る345回であり、また、論文発表は数値目標の170報を大きく上回る403報である。さらに、11人の研究員が関連学会の奨励賞などを受賞していることも高く評価できる。他論文への引用件数が10件以上となる原著論文(平成21年までの3年間に発表されたもの)の数も数値目標の10報を上回る12報であり、質量共に研究成果がレベルアップしていることを高く評価する。今後これらの原著論文が具体的な行政施策に反映される等の行政的、社会的貢献度をデータとして整備できれば、さらに際だったものになると思われる。			
						(各委員の評定理由)		・講演・口頭発表は数値目標を上回り、論文発表は数値目標を大きく上回っており、また、学会等の受賞件数が大幅に増加し、引用件数が多い論文の数も数値目標に達している。質量共に研究成果がレベルアップしているといえる。 ・着実に成果を出している。 ・論文発表数の伸びを高く評価する。 ・数値目標の達成は評価できる。さらに画期的な成果を期待したい。 ・原著論文や学会発表などは、質、量ともに中期計画を大幅に上回っている。 ・講演・口頭発表は目標の範囲であるが、論文が大幅に高い水準にあることは高く評価できる。しかもその成果が恒常的に高いことも評価できる。 ・学会等における受賞数と論文数の増加は高く評価できる。 ・原著論文、学会発表の促進については、発表数の推移をみる限り、十分に計画を実施していると判断できる。特に、原著論文については、計画の数値を大幅に上回る実績を挙げている。			

		る。さらに、11人の研究員が関連学会の奨励賞などを受賞していることも高く評価できる。また、実績データとして、原著論文について、引用件数10件を超えるものを挙げるなど、積極的な姿勢がうかがえる。今後、これらの原著論文が具体の行政・施策に反映されたかという行政的社会的貢献度をデータとして整備できれば、さらに、際立ったものになると思われる。自己評定Sは、妥当であると判断する。
--	--	---

労働安全衛生総合研究所 評価シート(13)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 22 年 度 計 画	平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開するとともに、研究所が発行する国際学術誌「Industrial Health」及び和文学術誌「労働安全衛生研究」については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。 また、音声によるホームページ読み上げ機能を活用し、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう努める。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 平成21年度労働安全衛生総合研究所年報、研究所ニュース(メールマガジン)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 平成21年度に終了した以下のプロジェクト研究及びイノベーション25研究について、「特別研究報告」を発行する等により、その研究成果の広報を図る。 ・ 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 ・ 第三次産業の小規模事業所における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 ・ 危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 ・ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究 ・ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・ 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、安全資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語・英語による要約を併せて公開した。 - また、和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、国際学術誌「Industrial Health」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 - なお、研究所ホームページへのアクセス件数は、対前年比46%増の448万件に達した。 ・ 障害者を含めた利用者が音声読み上げソフトを活用して研究所がホームページで公開する情報に容易にアクセスできるよう、ホームページの構成の見直しを行った。 イ 年報、研究所ニュース等の発行 ・ 平成21年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに、安衛研ニュース(メールマガジン)に、役職員によるコラム欄を設けるなど内容の充実に図った上で、対前年比22%増の783アドレスに対して月1回配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・ 特別研究報告SRR-No. 40を刊行し、平成21年度に終了した以下のプロジェクト研究及びイノベーション25研究について、その研究成果の広報を図った。 ① 事故防止のためのストレス予防対策に関する研究 ② 第三次産業の小規模事業所における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究 ③ 危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究 ④ 高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究 ⑤ 先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究 ⑥ 誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究 ＜添付資料9 特別研究報告SRR-No.40＞ ＜添付資料10 刊行物一覧＞

		ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	・誘導結合プラズマ質量分析計及びその他の機器による労働環境空気中有害金属元素測定方法の規格制定に関わる研究 ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 ・以下の刊行物を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布するとともに研究所ホームページに全文掲載した。 ① 安全資料(SD-No. 26)「機械サーボプレスの急停止時間の決定方法に関する研究」 ② 安全資料(SD-No. 27)「食品機械を対象とした労働災害分析」 ③ 安全資料(SD-No. 28)「大型建設機械の不安定性と転倒防止のための安全要件」 ・一般誌等に74件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。 ・国内のテレビ・ラジオからの取材4件のほか、韓国のテレビ局（KBS、MBC）からの、日本の実験室の安全対策、職場のメンタルヘルス対策等に関する取材に協力した。また、腰痛対策やヒューマンエラー防止対策ガイドブック、睡眠等に関連した新聞・雑誌からの取材18件に協力した。	
		＜添付資料 8 役職員の研究業績等一覧＞			
評価の視点等	【評価項目13 インターネット等による研究成果情報の発信】	自己評定	S	評 定	S
[数値目標] ・ HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間50万回以上とする。		(理由及び特記事項) HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数は、数値目標の 228％に当たる年間 114 万件に達した。 また、NHKや民間放送、全国紙新聞等の取材・報道件数も高い水準を維持し、24 件となった。			(委員会としての評定理由) ホームページの大幅なリニューアルにより、アクセス件数は大幅に増加しており、特に「研究業績・成果」や研究所が発行する英文及び和文の学術誌に対するアクセス数は数値目標50万回を大幅に上回る114万回であり、研究成果の普及・活用上から大いに有用である。また、各種報告、一般紙への寄稿などの情報提供においても、前年度を大きく上回る実績を示していることを高く評価する。
[評価の視点] ・ 調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。		実績：○ 研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文については、研究所ホームページ及び J-Stage 上で公開した。研究所ホームページのアクセス件数は、対前年比 46％増の 448 万件に達した。(業務実績ア参考)			(各委員の評定理由) ・ ホームページの大幅なリニューアルにより、ホームページへのアクセス件数が大幅に増加し、ホームページ上の研究業績・成果等へのアクセスが数値目標の2倍以上に増加したことは研究成果の普及・活用上から大いに有用であるといえよう。 ・ 学術誌へのアクセスが伸びていることは重要である。 ・ コンテンツの充実だけでなく、アクセシビリティの改善も行って、実績をあげたことを評価する。 ・ インターネット等による研究成果情報の発信に力が注がれ、社会からの注目度がすすんでいることを認める。 ・ インターネット等を通じた情報の発信は極めて高い水準で伸びていることは高く評価できる。 ・ ホームページのリニューアル等により大幅にアクセス件数が増加したこと。 ・ 3項目の計画について、各々で複数の小項目を挙げ、着実に実施している。HP上への研究業績・成果やそのほかの公開項目に対する、アクセス数は数値目標、あるいは、対前年度比において、大幅に上回るものであり、情報提供が十分に機能していることを示している。また、各種報告、一般紙への寄稿などの情報提供においても、対前年度比を大きく上回る実績を示している。自己評定Sは妥当であると判断する。
・ 調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。		実績：○ 特別研究報告や安全資料等の公表及び一般誌等への寄稿の件数は、対前年比 28％増の74件となった。また、新聞・TVからの取材も高い水準を維持した。(業務実績イ・ウ参考)			
・ 年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。		実績：○ 安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図る等、研究成果の広報を積極的に行った。(業務実績イ参考)			(その他の意見) ・ HPのアクセス数増と取材協力をさらに拡充していほしい。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(14)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績			
(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。		(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。		(4) 講演会等の開催 ア 「厳しい経済状況下における労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」(仮題)をテーマとする安全衛生技術講演会を、11月に国内3都市で開催する。また、ソウル産業大学等との共催により、国際産業安全衛生シンポジウム(ISISH 2010)を開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。		(4) 講演会等の開催 ア 安全衛生技術講演会等の開催 ・ 「安全衛生技術講演会」を平成22年11月に大阪市及び広島市、12月に東京都の3都市において開催した。「厳しい経済状況下における労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」をテーマとし、5名の研究員及び1名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で611名であった。参加者へのアンケート調査によれば、講演会の評価が「とても良かった」と「良かった」をあわせて93%であった。 ・ 平成22年11月にソウル科学技術大学等との共催により、「北東アジアにおける労働安全衛生研究の最前線」をメインテーマとして、東京で国際産業安全衛生シンポジウム（ISISH2010）を開催した。参加者総数は、125名であった。 ＜添付資料11 平成22年度安全衛生技術講演会講演概要集＞ ・ 平成 23 年 1 月に労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、研究所、大学等の研究者による 9 テーマの講演を行った。労働安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に 247 人の参加者を得た。〔再掲〕 ＜添付資料 4 平成 22 年度労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム＞ ・ その他民間機関との共催による講演会等として、（社）日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修会、四国電力需用者協会との共催による電気関係災害防止対策講習会を開催した。			
		イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。		イ 4 月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。		イ 研究所の一般公開等 ・ 清瀬地区で平成22年4月21日に、登戸地区で同年4月18日に、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区236名（前年186名）、登戸地区92名（同92名）で合計328人となった。 ・ 国内外の大学、研究機関、業界団体、民間企業等19の機関・団体からの要望に応じ、合計295人の見学希望に対応した。 ＜添付資料13 施設見学等一覧＞			
評価の視点等	【評価項目14 講演会等の実施】	自己評定		S		評 定		A	
〔数値目標〕 ・ 研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。		(理由及び特記事項) 安全衛生技術講演会を全国の 3 都市で開催するとともに、清瀬・登戸の両地区で一般公開を実施した。この他、国際産業安全衛生シンポジウム(ISISH2010)、(社)日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修等を実施し、研究成果の普及に努めた。				(委員会としての評定理由) 安全衛生技術講演会等の開催により、多くの参加者があったこと、また、内容に関して参加者の評価が高水準であることは評価できる。また、研究所の一般公開の実施や研究所の国内外の大学・研究機関、業界団体・民間企業等からの見学への対応により、研究成果の積極的な普及・活用に努めていることも評価できる。			
・ 安全衛生技術講演会への参加について対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。		安全衛生技術講演会の参加者に対するアンケート調査では、「とても良かった」又は「良かった」とする割合は 93%に達した。アンケート調査結果等を踏まえ、次年度の安全衛生技術講演会の更なる改善を図ることとした。				(各委員の評定理由) ・ 安全衛生技術講演会等の開催により、多くの参加者があったこと、また、内容に関して参加者の評価が高かったことは評価できる。また、研究所の一般公開の実施や研			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(15)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																																																										
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。		(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。		(5) 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所のホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。		(5) 知的財産の活用促進 ・ 新規の特許として、「丸鋸システム」、「送風型除電電極構造及び送風型除電電極装置」及び「車いす用転倒衝撃吸収装置」の3件が登録され、研究所が保有する登録特許総数は38件（うち、外国特許2件）となった。また、新規に2件の特許を出願し、特許出願総数は7件となった。 ・ 特許出願は、特許審査会の審査結果を踏まえ、職務発明の出願を行った。 <table><tr><td></td><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td rowspan="2">研究所扱い</td><td>登録特許</td><td>30(5)</td><td>32(4)</td><td>33(1)</td><td>35(3)</td><td>38(3)</td></tr><tr><td>特許出願中</td><td>19(0)</td><td>18(2)</td><td>16(0)</td><td>12(1)</td><td>7(2)</td></tr><tr><td rowspan="3">TLO扱い</td><td>特許出願中</td><td>6(3)</td><td>5(2)</td><td>7(2)</td><td>7(0)</td><td>3(1)</td></tr><tr><td>意匠出願中</td><td>3(1)</td><td>1(1)</td><td>0(0)</td><td>0(0)</td><td>2(2)</td></tr><tr><td>意匠登録</td><td>3(1)</td><td>3(1)</td><td>4(1)</td><td>4(0)</td><td>4(0)</td></tr><tr><td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>328</td><td>218</td><td>512</td><td>505</td><td>0</td></tr></table> ※()内は当年度分であり、内数である。 ＜添付資料14 特許出願、特許登録及び特許の実施状況＞ ・ 特許権等の取得促進を図るため、内部・外部研究評価において「特許・実用新案等の出願」を評価項目の一つに掲げて評価を行うとともに、特許権等の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許権等の取得に関する研究員の相談に応じた。 ・ 知的財産の活用促進を図るため、特許流通データベースに登録を行うとともに、研究所のホームページにその名称、概要等を公表した。									H18	H19	H20	H21	H22	研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)	35(3)	38(3)	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)	12(1)	7(2)	TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)	7(0)	3(1)	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)	0(0)	2(2)	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)	4(0)	4(0)	特許実施料	件数	4	1	1	1	2	金額(千円)	328	218	512	505	0
		H18	H19	H20	H21	H22																																																										
研究所扱い	登録特許	30(5)	32(4)	33(1)	35(3)	38(3)																																																										
	特許出願中	19(0)	18(2)	16(0)	12(1)	7(2)																																																										
TLO扱い	特許出願中	6(3)	5(2)	7(2)	7(0)	3(1)																																																										
	意匠出願中	3(1)	1(1)	0(0)	0(0)	2(2)																																																										
	意匠登録	3(1)	3(1)	4(1)	4(0)	4(0)																																																										
特許実施料	件数	4	1	1	1	2																																																										
	金額(千円)	328	218	512	505	0																																																										
評価の視点等	【評価項目15 知的財産の活用促進】	自己評定	A			評 定	A																																																									
〔数値目標〕		(理由及び特記事項) 特許の取得促進を図るため、内部・外部研究評価において特許取得を評価項目の一つとして評価するとともに、所内での支援体制を整備している。平成 22 年度は 3 件が新規に特許登録され、登録特許総数は 38 件(うち、外国特許 2 件)と 4 年連続して増加した。				(委員会としての評定理由) 新規の特許として3件を登録したことは評価できる。特許に関する業務担当者を設置するほか、内部・外部研究評価における評価項目として扱うなど、知的財産の活用に積極的に取り組み、特許取得のための支援体制を整備したことは特許取得の増加に向けて有効であり、評価できる。 本年度の特許実施料はこれまでの実績を下回りゼロとなった。低調となった理由を調査するとともに、知的財産全般についての費用対効果を分析することにより、今後の知的財産の有効かつ効果的な活用方針を策定する必要がある。																																																										
〔評価の視点〕 ・ 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。		実績:○ 特許出願の可否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体制を整備している。登録特許は38件、意匠登録は4件となっている。(業務実績(5)参照)				(各委員の評定理由) ・ 3件の新規の特許を登録したこと、また、特許取得のための支援体制を整備したことは今後の特許取得の増加に向けて有効であり、評価できる。 ・ ほぼ目標レベルである。 ・ 中期計画を上回る実績と評価する。 ・ 目標以上の成果。 ・ 知的財産の活用促進に努力していることを認める。 ・ 本年度の出願は計画の水準である。 ・ 所内の支援体制により登録特許が着実に増加していること。 ・ 特許に関する業務担当者を設置するほか、評価項目としての扱いなど、知的財産の活用に対する積極的取り組みがみられている。その成果としての、各数値も、ほぼ順調に推移していると判断する。																																																										
・ 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。		実績:○ 登録特許について、研究所ホームページ及び特許流通データベースに掲載し、保有特許の実施促進を図った。(業務実績(5)参照)																																																														
・ 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。		実績:○ 新規に3件の特許が登録され、登録総数は38件(うち、外国特許2件)となった。このうち、特許の実施許諾数は2件であった。(業務実績(5)参照)																																																														

労働安全衛生総合研究所 評価シート(16)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																																			
7 労働災害の原因の調査等の実施 厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。		7 労働災害の原因の調査等の実施 ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。 イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。		7 労働災害の原因の調査等の実施 (1) 労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。 (2) 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。 (3) 鑑定・照会等への積極的な対応 労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定囑託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。 (4) 災害調査への的確な対応 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の指示があった場合等には、労働災害調査分析センターを中心として迅速かつ的確に対応する。		7 労働災害の原因の調査等の実施 (1) 労働災害の原因調査等の実施 ・ 平成22年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、厚生労働省からの依頼及び研究所の自主的判断に基づく災害調査が15件であった。 <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>災害調査</td><td>12</td><td>20</td><td>14</td><td>19</td><td>15</td></tr><tr><td>鑑定等</td><td>12</td><td>19</td><td>14</td><td>18</td><td>17</td></tr><tr><td>労災保険給付に係る鑑別・鑑定</td><td>12</td><td>9</td><td>6</td><td>17</td><td>12</td></tr><tr><td>行政機関からの依頼調査</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ・ 平成22年度に災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は85%であった。 ＜添付資料15 災害調査等の実施状況＞ (2) 原因調査結果等の報告 ・ 平成22年度に実施した災害調査の15件中11件、刑事訴訟法に基づく鑑定等の17件中16件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等の12件中12件について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。 (3) 鑑定・照会等への積極的な対応 ・ 労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づく鑑定等が17件、労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等が12件であった。 (4) 災害調査への的確な対応 ・ 労働災害の原因調査等については、行政からの要請等に即座に対応できるよう緊急連絡網及び出動体制を整備し、的確に対応した。また、各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターによる進行管理の徹底、災害調査等報告会における発表と討議等を通じて、災害調査等の質の改善に努めた。							H18	H19	H20	H21	H22	災害調査	12	20	14	19	15	鑑定等	12	19	14	18	17	労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6	17	12	行政機関からの依頼調査	1	3	1	0	0
	H18	H19	H20	H21	H22																																				
災害調査	12	20	14	19	15																																				
鑑定等	12	19	14	18	17																																				
労災保険給付に係る鑑別・鑑定	12	9	6	17	12																																				
行政機関からの依頼調査	1	3	1	0	0																																				
評価の視点等	【評価項目16 労働災害の原因の調査等の実施】	自己評定		S			評 定	S																																	
[数値目標] ・ 労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。		(理由及び特記事項) 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は 85%であった。				(委員会としての評定理由) 労働災害の原因の調査等は、本研究所の重要なミッションであり、災害調査15件、刑事訴訟法に基づく鑑定等17件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定12件を的確に実施している。また、依頼元である労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用している」とする割合が85%と極めて高いことは高く評価できる。なお、労働災害の原因の調査は、学術的に見ても大変貴重であり、将来、成果を公開する方向での																																			

[評価の視点] - 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 - 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 - 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。	実績:○ 労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。(業務実績(4)参照) 実績:○ 災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済みである。また、災害調査等の質的な面については、依頼元である労働基準監督署等から高い評価を得ており、適切さが確保されている。(業務実績(1)・(2)参照) 実績:○ 災害調査等については、特定の研究員に過大な負荷が生じないように、研究員の専門性、研究の負荷状況等を十分考慮して、担当チームの人選を行っている。	検討が必要である。 (各委員の評定理由) - 労働災害の災害調査等を実施し、法改正等の再発防止策として反映させている点は高く評価できる。また、労働基準監督署等のアンケート調査において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用している」とする割合が極めて多い点も注目される。 - 着実に行われている。 - 国民のニーズの高い重要な業務を確実に実施し、利用されている点を評価する。 - 実績を上げている。 - 労働災害の原因調査にすばらしい貢献のあることが認められる。原因調査は学術的に見ても大変貴重なはずである。当面の公開は難しいとしても、将来、成果を公開する方向で検討が必要である。 - 災害の原因調査結果や捜査機関からの依頼による鑑別、鑑定の資料が役だっている点は高く評価できる。 4項目の計画について、該当する事案に対しての的確な対応を実施していると判断できる。研究所のミッションの一つとして、重要な機能であり、依頼元機関などの満足度が85%であることは高く評価できる。但し、この年度計画の性質上、S判定の根拠設定は難しく、Aとするのが妥当と判断する。
--	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(17)

[illegible]

				・ J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)を通じて Industrial Health 誌の全掲載論文が閲覧できるようにしており、また受理論文の刊行前早期公開が可能となったことから、平成 22 年度は、世界各国から書誌事項に 20 万件を超えるアクセスと平成 21 年度の倍増となったほか、7 万件のダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。 ＜添付資料16 Industrial Health 関係資料＞ (イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」等 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約1,000の大学・研究機関等に配布した。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、平成21年度から、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにした。 ＜添付資料17 労働安全衛生研究関係資料＞			
評価の視点等	【評価項目17 労働安全衛生分野の研究の振興】	自己評定	A		評 定	A	
[数値目標]		(理由及び特記事項)。 Industrial Health のインパクトファクターは数値目標の 0.8 を上回る 0.95 となった。 また、全世界から書誌事項に前年度の 2 倍に相当する 20 万件を超えるアクセスを得るなど、国際学術誌としての評価が確実に高まってきている。			(委員会としての評定理由) 労働安全衛生重点研究推進協議会やそのシンポジウムにおいて、日本の労働安全衛生研究の方向の提案を行っていること、また、国際学術誌「Industrial Health」の年6回発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回発行は研究振興にも貢献しており、評価できる。特に、「Industrial Health」誌については、外国からの論文投稿が過半数を示しているのは、国内発行の欧文誌としては、特筆すべきことであり、我が国の労働安全衛生研究の水準の高さを示すものでもある。		
・ 「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。							
・ 国際学術誌「Industrial Health」を年4回以上発行する。							
・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。							
[評価の視点]		実績：○ 行政からの依頼等を受け、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、提供した。(業務実績ア参照)			(各委員の評定理由) ・ 労働安全衛生重点研究推進協議会やそのシンポジウムにおいて、日本の労働安全衛生研究の方向の提案を行っていること、また、国際学術誌「Industrial Health」の年6回発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回発行は研究振興にも貢献しており、評価できる。 ・ Industrial Health の投稿論文数低下がやや懸念される。 ・ Industrial Health の充実を評価する。 ・ 努力している。 ・ 労働安全衛生分野の研究の振興へ向けて協議会の開催や学術誌等の定期刊行が行われている。 ・ Industrial Health の成果は高く評価できる。我が国の労働安全衛生の水準の高さを示すものでもある。 ・ Industrial Health が国際学術誌として評価が高まっていること。 ・ 4 つの年度計画を適切に実施している。そのうち、「Industrial Health」誌については、外国からの論文投稿が過半数を示しているのは、国内発行の欧文誌としては、特筆すべきことであり、より一層の充実が期待される。その他の計画も適切に実施されている。		
・ 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。							
・ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。							
・ 内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。							

・ 国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成
果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。

実績:○
研究成果を各種学術誌・研究報告書として刊行し、広く関係者に提供した。(業務
実績エ、6(3)ウ参照)

学術誌等の種類	発行部数等
Industrial Health	年 6 回刊行、国内約 600・国外約 400 の大学・研究機 関等に配布
労働安全衛生研究	年 2 回刊行、国内約 1,000 の大学・研究機関等に配布
その他の刊行物	・平成 21 年度労働安全衛生総合研究所年報 ・特別研究報告 SRR-No.40(平成 21 年度終了のプロ ジェクト研究等 6 課題の研究成果を収録) ・安全資料(SD)-No.26(機械サーボプレスの急停止時 間の決定方法に関する研究) ・安全資料(SD)-No.27(食品機械を対象とした労働災 害分析) ・安全資料(SD)-No.28(大型建設機械の不安定性と 転倒防止のための安全要件)

労働安全衛生総合研究所 評価シート(18)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績					
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。 イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究職員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ 若手研究者等の受入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 エ 労働安全衛生機関の支援 諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織への適切な協力・支援を行う。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度の推進 ・ 連携大学院協定を締結している日本大学、長岡技術科学大学、東京都市大学、北里大学及び三重大学において、研究員が客員教授等として6人、客員准教授等として7人が任命され、教育研究活動を支援した。 ・ 連携大学院協定に基づき、日本大学大学院、東京都市大学大学院の大学生・大学院生計7人を研修生として受け入れ、修士論文・卒業論文執筆のための研究指導を行った。 イ 大学客員教授等の派遣 ・ 東京大学、早稲田大学等23大学・機関に対して31人の研究員が客員教授、非常勤講師等として教育支援を行った。（連携大学院制度に基づく派遣を除く。） ウ 若手研究者等の受入れ ・ 連携大学院制度に基づく研修生7人を始め、内外の大学・研究機関から計75人の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 エ 労働安全衛生機関の支援 ・ 労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修、マレーシア労働安全衛生行政プロジェクト(JICA)のカウンターパート研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 ・ このほか、都道府県労働局が実施する技術研修、労働災害防止団体が行う安全衛生大会等に対し、講師として多くの研究員を派遣した。 ＜添付資料5 役職員の委員派遣等一覧＞ ＜添付資料18 研究生・研修生等の受入れ＞					
評価の視点等	【評価項目18 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献】	自己評定		S							
[数値目標] ・ 研究指導を実施する若手研究者等の受入れ人数を44人／年以上とする。		(理由及び特記事項) 5大学との連携大学院協定に基づく活動や非常勤講師の派遣等により各大学等との連携を強化し、数値目標の44人を70％上回る過去最高の75人の若手研究者等を受け入れた。		実績:○ 5大学との連携大学院協定に基づく連携を強化し、その他の大学・労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行った。		(委員会としての評定理由) 連携大学院協定に基づく5大学のほか23の大学等へ客員教授、非常勤講師等を派遣して精力的に教育支援を行っており、さらに国内外の大学等から75名の若手研究者等を受け入れ、研究指導等を行った点は評価できる。受け入れた若手研究員が確かに成長したという何らかのエビデンスが示されれば、一層の評価が可能となる。					
[評価の視点] ・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。						(各委員の評定理由) ・ 連携大学院制度の推進、研究員の大学等への派遣等を精力的に行っており、大学・研究機関から多くの若手研究者等を受け入れ、研究指導を行った点は評価できる。 ・ 若手研究者交流の伸びは評価できる。成果につなげてほしい。 ・ 若手研究員の積極的な受け入れ実績を評価する。 ・ 育成の目標値を上回っている。 ・ 国内外の若手研究者を積極的受け入れ、育成を図っていることはすばらしい活動である。できれば、受け入れた若手研究員が確かに成長したという何らかのエビデンスが示されれば、評価にあたってのいっそうの検討が可能になる。 ・ 長年の実績及びその成果は高く評価できるが、平成22年度も若年研究者の受け入れ等で実績は大である。 ・ 若手研究者の受け入れ人数の増加は高く評価できる。					

		4項目の計画について、各々、計画通り実施している。特に、連携大学院制度については、受け入れ、派遣ともに十分な実績を上げている。若手研究者の受入数が年次ごとに大幅に増加していることは、計画の実施という点においては評価に値するが、本来の業務とのエフォート設定において、理解しがたい面もある。研究所としての妥当な人数を設定することが望ましい。従って、自己評定Sの根拠は弱いと判断する。
--	--	---

労働安全衛生総合研究所 評価シート(19)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績					
(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。		(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。		(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究等を進める。 イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員との研究交流会を開催し、研究情報の相互交換を行う。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進 非公務員化のメリットを活かし、企業、大学等の産業医、安全衛生管理者、研究者との研究交流を促進する。 エ 共同研究 上記により、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。		(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等の締結 これまでに研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で6か国12機関であり、これら研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究を進めた。 ・ ラフボロー大学の博士課程の大学院生を研修生として受入れ、全身振動ばく露環境下での作業パフォーマンスに及ぼす姿勢の影響に関する実験及び検討を行った。 ・ 研究協力協定を締結しているソウル科学技術大学大学院生1人を研修生として受け入れ、静電気爆発に関する研究指導等を行った。 イ 研究交流会等 ・ フェロー研究員として39人、客員研究員として16人（うち新規7人）を委嘱し、客員研究員・フェロー研究員研究交流会の開催等により研究情報の交換を行った。 ウ 企業、大学等の産業医、研究者等との研究交流の促進 ・ 客員研究員・フェロー研究員や産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国内外の学術集会等への参加を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。[再掲] エ 共同研究 ・ 労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題の合計28研究課題のうち、共同研究は12件、43%となった。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ15人派遣するとともに、他機関から75人の若手研究者等を受け入れた。					
評価の視点等		【評価項目19 研究協力の推進】		自己評定		S		評 定		A	
[数値目標] ・ 毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。 ・ 全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。		(理由及び特記事項) 研究協力協定を締結しているラフボロー大学から大学院生を受け入れる等、積極的に研究協力を推進した。 また、次のとおり、数値目標を大幅に上回る成果を上げた。 平成 22 年度には、研究員 15 人の派遣、企業等から 75 人の研究者の受入れにより、計 90 人の研究員の交流を行い、20 人の数値目標の 4.5 倍の実績を達成した。 平成 22 年度における全研究課題に占める共同研究の割合は、38%となり、15%の数値目標の 2 倍以上の実績を達成した。		実績:○ 研究員が研究代表者である28研究課題(プロジェクト研究等及び科研費研究)のうち、外部機関との共同研究は12課題で、その割合は43%となり、15%の数値目標の2.9倍の実績を達成した。(業務実績エ参照)		(委員会としての評定理由) 6ヶ国12機関の研究機関と研究協力協定を締結し、共同研究を進めていること、外国人研究員を受け入れ、国際的研究協力を行っていること、また、国内外の大学、企業等との共同研究を推進し、共同研究の比率が数値目標を大きく上回ったこと、若手研究員等の派遣・受入数が数値目標の4倍以上となったこと等、研究協力を積極的に推進しており、評価できる。客員研究員等研究会による研究情報の交換は、本研究所の独創的施策として評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 6ヶ国12機関の研究機関と研究協力協定を締結し、共同研究を進めていること、外国人研究員を受け入れ、国際的研究協力を行っていること、また、国内外の大学、企業等との共同研究を推進し、共同研究の比率が数値目標を大きく上回ったこと、若手研究員等の派遣・受入数が数値目標の4倍以上となったこと等、研究協力を積極的に推進しており、評価できる。 ・ 海外との人事交流が目標値を大きく上回り評価できる。研究成果につなげていただきたい。 ・ 海外の組織とも積極的な連携や交流を促進している点を評価する。 ・ 数値が多ければいいとは限らない分野ではないか。研究成果は上がっているのか。 ・ 国内外の労働安全衛生機関等との協力は中期計画を上回る実績をあげている。 ・ フェロー研究員や客員研究員の成果は大である。当所の独創的施策として評価できる。					
[評価の視点] ・ 大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。											

共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも 20 人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。	実績：○ 外部機関との研究交流により、研究員 15 人の派遣、企業等からの 75 人の研究者の受入れにより、計 90 人の研究員の交流を行い、20 人の数値目標の 4.5 倍の実績を達成した。（業務実績エ参照） <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>研究員の派遣</td><td>22</td><td>20</td><td>18</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>研究員の受入</td><td>29</td><td>20</td><td>49</td><td>53</td><td>75</td></tr></table>		H18	H19	H20	H21	H22	研究員の派遣	22	20	18	14	15	研究員の受入	29	20	49	53	75	- 交流実績も顕著である。 - 海外との協力の進展も評価できる。 - 外部機関との共同研究の割合が高いことを評価する。 4つの年度計画のもとに、多様な活動を展開し、各々において適切な実績を挙げていると判断する。自己評定Sの判定については、数値目標自体の設定根拠がはっきりと示されていないこともあり、年度計画を上回った実績を挙げていることは理解できるものの、「研究協力の促進」という計画を大幅に上回る成果を挙げたとは、判断しがたい。
	H18	H19	H20	H21	H22															
研究員の派遣	22	20	18	14	15															
研究員の受入	29	20	49	53	75															

労働安全衛生総合研究所 評価シート(20)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績			
9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。		9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。		9 公正で的確な業務の運営 (1) 情報の管理 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。また、昨年度に策定した情報セキュリティポリシー等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。 (2) 研究倫理及び利益相反の管理 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理審査委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、透明性の確保と適正な管理を実施する。 (3) 遵守状況の把握 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。 (4) 法令等を踏まえた的確な業務運営 研究開発力強化法等の最近の国内外の重要な法令等の制定・改定の動向を踏まえた的確な業務の運営に努める。 また、昨年度に研究所のホームページに設けた「国民の皆様の声募集」を通じて得られた国民からの意見、要望等を業務運営に反映させるとともに、その取組結果を公表する。		9 公正で的確な業務の運営 (1) 情報の管理 ・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づき、管理責任者、業務担当者等を選任し、情報セキュリティ対策推進体制を整備するとともに、情報の格付けに応じた対策や情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策を推進した。 ・ 個人情報管理規程に基づき、引き続き、保護個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。 ・ 「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後、伝達等を実施した。 ・ 平成22年度における情報公開開示請求件数は0件であった。 ・ 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。 (2) 研究倫理及び利益相反の管理 ・ 研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員4名及び内部委員7名からなる研究倫理審査委員会を2回開催し、42件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告又は不承認となった9件については、研究実施に先立ち、研究計画の修正や研究実施に必要な書類等の再提出を行わせた。 また、同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 ・ 動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、7件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、いずれの計画も動物実験指針に適合したものとして承認した。 ・ 科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題11件に対する実地の内部監査を実施した。 ・ 利益相反審査・管理委員会規程に基づき、民間企業等からの受託研究及び共同研究について内部審査を行った。 (3) 遵守状況の把握 ・ 諸規則の遵守状況を含め、内部統制の確立を図る観点から、研究所の重要な業務の意思決定及び進行管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事（業務・会計担当）を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を原則として2か月に1回、それぞれ開催した。〔再掲〕 ・ 管理職を対象としたセクシュアルハラスメント防止に関する職員研修を実施した。 (4) 法令等を踏まえた的確な業務運営 ・ 研究開発力強化法に基づき、平成23年1月1日付けで「人材活用等に関する方針」を策定し、研究所のホームページに公表した。〔再掲〕 ・ 労働安全衛生に関する現場のニーズを把握するとともに、研究所の業務について、国民目線に立って改善していくことを目的として、21年度に研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、調査研究テーマや講演会・出版物等に対する意見や研究所の運営に対する指摘を聴くこととしたが、22年度における意見等は0であった。			
評価の視点等	【評価項目20 公正で的確な業務の推進】	自己評定		A			評 定	A	

[数値目標]	(理由及び特記事項) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を整備するなど、情報管理対策の一層の強化を図るとともに、国民目線に立った業務改善を推進する観点から、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設けた。	(委員会としての評定理由) 情報の管理、研究倫理審査委員会による厳正な研究倫理の審査、コンプライアンス状況の把握等公正で的確な業務の運営に努めている。特に研究倫理審査委員会の件数が伸びており、委員会の目的が定着し実効を上げている。公正で的確な業務運営に向けて、内部統制など地道な活動が実をあげている。																																				
[評価の視点] ・ 情報公開、個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。 ・ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。 ・ そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。 ・ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組について適切に取り組んでいるか。 (政独委・評価の視点事項 5)	実績:○ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を整備し、情報管理対策の一層の強化を図った。(業務実績(1)参照) 実績:○ 研究倫理審査委員会を設置し、厳正な審査を行うとともに、必要な措置の徹底を図った。(業務実績(2)参照) <table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>審査件数</td><td>17</td><td>15</td><td>10</td><td>33</td><td>42</td></tr><tr><td>うち承認</td><td>5</td><td>11</td><td>3</td><td>11</td><td>16</td></tr><tr><td>うち条件付き承認</td><td>9</td><td>3</td><td>6</td><td>13</td><td>17</td></tr><tr><td>うち変更勧告</td><td>3</td><td>－</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>うち不承認</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td><td>5</td><td>3</td></tr></table> 実績:○ 管理職を対象としたセクシュアルハラスメント防止に関する研修の実施、研究所の運営に対する国民の皆様の声募集等により、業務の公共性、職員の服務基準等に則った業務運営を行った。(業務実績(3)参照) 実績:○ 内部統制の確立及び情報伝達の円滑化を図る観点から、各種会議の在り方を見直し、研究所における日常的な意思決定の迅速化や業務の進行管理及びその検証の効果的な実施を図った。 また、内部審査を行う機関として公共調達審査会を設置し、契約に係る審査を実施するとともに、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し、更なる適正化を図っている。さらに、会計監事による会計処理の確認等を随時行う等監事との連携の強化を図っている。さらに、会計監査人による監査を厳正に実施している。		H18	H19	H20	H21	H22	審査件数	17	15	10	33	42	うち承認	5	11	3	11	16	うち条件付き承認	9	3	6	13	17	うち変更勧告	3	－	1	4	6	うち不承認	－	1	－	5	3	(各委員の評定理由) ・ 情報の管理、研究倫理審査委員会による厳正な研究倫理の審査、コンプライアンス状況の把握等公正で的確な業務の運営に努めている。 ・ 「国民の皆様の声」の反映に期待する。実際に投稿しやすいページの工夫を。 ・ 必要なことを着実に実施しているレベル。 ・ 倫理審査体制の充実など、中期計画にそった適正な実績と評価する。 ・ まずまず。 ・ 公正で的確な業務運営に向けて、内部統制など地道な活動が実をあげていることを認める。 ・ 研究倫理審査委員会の件数も伸びており、委員会の目的が定着し実効を上げていることが伺える。この傾向は中期目標から見ても高く評価できる。 ・ 情報管理の強化と「国民の皆様の声募集」のバナーを設けるという意識は評価できる。 ・ 4項目の年度計画につき、適切に実施され、各々の計画の目的も、達成されていることと判断する。
	H18	H19	H20	H21	H22																																	
審査件数	17	15	10	33	42																																	
うち承認	5	11	3	11	16																																	
うち条件付き承認	9	3	6	13	17																																	
うち変更勧告	3	－	1	4	6																																	
うち不承認	－	1	－	5	3																																	

り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 （政独委・評価の視点事項2（1）と同様） ・ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 ・ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 （政独委・評価の視点事項1（1）） ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 （政独委・評価の視点事項1（2））	競争的資金等の外部研究資金の獲得については、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行った結果、その合計金額は対前年比53.5%増の3億1311万2千円となった。（業務実績ア参照） 実績：○ 貸与対象の研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直し、貸与する施設・設備を1件増の85件にするとともに、技術指導料の適正化を図った。（業務実績イ参照） 実績：○ 著作権料等のほか、講師謝金、委員会出席謝金等による収入及び運営費交付金の収益化により、当期総利益は7億9,591万1千円となった。中期目標期間終了後に国庫納付した。 実績：○ 利益剰余金は8億4,357万5千円であり、中期目標期間終了後に国庫納付した。	資金の獲得に向けて、更なる努力が必要である。 （各委員の評定理由） ・ 大型プロジェクトの受託研究の獲得により、運営交付金以外の収入は大きく増加したが、競争的資金は昨年に比べてかなり減少している。今後、競争的資金の獲得に向けて、検討する必要がある。 ・ 金額全体としては伸びているのでよいが、科研費低下は懸念される。ぜひ対応努力ください。 ・ 国の研究費が全体に減らされている状況の中で、それを補うように、多額の受託研究資金の獲得を達成したことを高く評価する。 ・ 成果を上げている。 ・ NEDOの大型受託研究の収入面の貢献は顕著である。この受託研究が終了したあとの、新規の受託開発が必要である。 ・ 競争的資金が年々増加しており、その額も大であることは高く評価できる。 ・ 当期総利益7億9591万という数字は研究所の努力によるものとして高く評価できる。努力が目的積立金等研究所に還元できることが望まれる。 ・ 大型受託研究の獲得により資金の金額が大幅に上回っているが、次年度も同様な受託研究が行えることを期待する。 ・ 競争的資金・受託研究の獲得において、件数、金額の両方において、数値目標を上回っている。但し、内訳としては、科研費については、漸減傾向にあり、大型の受託研究による寄与が大きい。基盤研究から重点研究への移行という目標の中で、これら研究による外部資金獲得の方向を再確認することも必要と思われる。自己評定Sについては、先述のように数値目標を大きく上回る実績を挙げていることで妥当と判断する。
--	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(22)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績			
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。		2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1)予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。 第4 短期借入金の限度額 (1)限度額 290百万円 (2)想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備		2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算については別紙5のとおり。財務内容の改善についてはラスパイレース指数も考慮する。 (2) 収支計画については別紙6のとおり。 (3) 資金計画については別紙7のとおり。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 (1) 予算成立の遅れ等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払など、偶発的な出費に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備		2 予算、収支計画及び資金計画 ・ 平成22年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・ 経費削減の達成度については、決算額は予算額に対して1億6,700万円の節減となり、執行率は91.9%となった。項目別では、人件費（退職手当を除く。）が95.3%、一般管理費が70.9%、業務経費が93.7%の執行率となった。			
評価の視点等	【評価項目22 予算、収支計画及び資金計画】	自己評定		A			評 定	A	
[数値目標] ・ 中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営費交付金から一般管理費（退職手当を除く）について、15%、事業費（退職手当を除く）について5%に相当する額を節減すること。		(理由及び特記事項) 一般競争入札の徹底、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減等の経費節減に努め、平成22年度（決算額）の一般管理費（人件費を除く。）は、1億7,107万5千円（平成17年度比39.8%減）、業務経費（人件費を除く。）は、6億4,608万2千円（平成17年度比30.1%減）と節減を図った。					(委員会としての評定理由) 前記のとおり、厳しい財務状況の中で積極的な経費節減に取り組み、中期計画を大きく上回る経費節減を達成しており、評価する。 (各委員の評定理由) ・ 平成22年度における人件費（退職手当を除く）、一般管理費（人件費を除く）、業務経費		

[評価の視点]	実績:○ 運営交付金を充当して行う事業について、以下のような経費節減を図った。					
・経費削減の達成度はどのくらいか。	実績:○ 中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。					
・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績:○ 中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で執行した。					
・ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。	実績:○ 一般管理費及び業務経費の計画と実績の差異は、一般競争入札の徹底、電気の一般競争入札による調達、省エネ等に伴う光熱水料の節減などの経費節減を進めたことによるものである。					
・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績:○ 今期は中期目標期間終了のため、運営費交付金を収益化し国庫納付した。					

	支出項目		
	人件費(退職手当を除く)	一般管理費	業務経費
当初予算額に対する執行率	95.3%	70.9%	93.7%

	H18	H19	H20	H21	H22
予算額(千円)	2,477,514	2,513,724	2,516,303	2,535,703	2,075,209
決算額(千円)	2,374,127	2,444,026	2,395,489	2,222,748	1,908,592

費目	予算額	実績
一般管理費(千円)	241,332	171,075
業務経費(千円)	689,336	646,082

退職手当支出の計画と実績の差異は予定しなかった者が自主退職したこと等によるものである。	
費目	予算額
退職手当支出(千円)	36,867

実績:○	
今期は中期目標期間終了のため、運営費交付金を収益化し国庫納付した。	

(人件費を除く)が平成17年度比でそれぞれ、17. 4%、39. 8%、30. 1%減少しており、中期計画の目標を大きく上回っている。

- 目標に沿って着実に実施している。
- 経費削減など、中期計画を上回る実績と評価する。
- 大幅に節減している。
- 財務内容とりわけ経費削減に関しては中期計画を上回っている。
- 人件費、一般管理費、業務経費いずれも節減に努めた結果は顕著と評価できる。
- 厳しい財務状況の中で、積極的な経費節減に取り組み、十分な成果を挙げていると判断する。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(23)

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 22 年 度 計 画	平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績				
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。 イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。 (2)常勤職員の数 調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。 (参考1)常勤職員数 <table><tr><td>期初の常勤職員数</td><td>121名</td></tr><tr><td>期末の常勤職員数</td><td>115名(上限)</td></tr></table> (参考2)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278 百万円	期初の常勤職員数	121名	期末の常勤職員数	115名(上限)	第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 人材活用等に関する方針 ア 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項 (ア)新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。また、中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、若年者、女性、外国人である任期付研究員を少なくとも1名、新規に採用するように努める。 (イ) 研究員の研究能力の向上を促進する観点から、研究業績優秀者表彰、若手研究員業績優秀者表彰等を行う。 (ウ) フレックスタイム制等を活用することにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努める。 (エ) 外国人研究員の研究活動を支援するため、一定期間、日本語と英語等が堪能な研究員をチューターとしてつける。 イ 卓越した研究者等の確保に関する事項 研究員の研究業績、所内貢献等を適切かつ総合的に評価し、評価結果を昇任、昇格、昇給に反映させるとともに、研究費の配分や研究室、研究機器の使用について配慮する。 ウ 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項 (ア) 新規研究員の採用に際しては、公募を原則とし、任期付研究員の採用に努める。〔再掲〕 (イ) 産学官の間での人材の流動性を高めるため、必要な検討を行う。 (ウ) 研究員が国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間について、当該在職期間を通算する等の人材の流動性を高めるための環境整備を検討する。	第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 人材活用等に関する方針 ア 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項 (ア) 新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、任期付研究員として採用した。また、若年者、女性、外国人について任期付研究員として採用した。 (イ) 業績評価基準に基づき、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献の3つの観点から研究員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事並びに優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）に反映させた。〔再掲〕 (ウ) フレックスタイム制に関する協定を定め、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 (エ) 中国語や英語が堪能な研究員をチューターとしてつけ、中国人研究員やイラン人研究員の研究活動を支援した。 イ 卓越した研究者等の確保に関する事項 ・ 清瀬地区・登戸地区共通の業績評価基準に基づき、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献、の3つの観点から研究員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事並びに優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）に反映させた。〔再掲〕 ウ 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項 ・ 新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、任期付研究員として採用した。
期初の常勤職員数	121名						
期末の常勤職員数	115名(上限)						

		エ その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項 (ア) 研究職員の昇任、昇格、昇給に関して、より客観的で公正な人事方式の採用に努める。 (イ) 等級別の人員数のバランスを図り、適材適所の原則に沿った人事計画を立てることにより業務の効率化を進める。 (2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 116名 当年度末の常勤職員数の見込み 115名 (3) 当年度中の人件費総額見込み 974百万円	エ その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項 (ア) 清瀬地区・登戸地区共通の業績評価基準に基づき、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献の3つの観点から研究員の評価を行い、その結果を昇任、昇格等の人事並びに優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）に反映させる等、より客観的で公正な人事方式を採用した。 (イ) 研究員の業績評価結果を基に、理事長のリーダーシップの下、総務部門及び研究企画部門が連携しつつ適材適所の原則による研究員の人事異動等を行った。〔再掲〕 (2) 人員の指標 ・ 年度当初の常勤職員数は107名であり、年度末の常勤職員数は103名となった。 (3) 人件費総額見込み ・ 平成22年度における人件費の総額は9億1,000万円で、平成22年度計画における当年度中の人件費総額見込み(9億7,400万円)と比べて6,400万円の節減となった。																								
評価の視点等	【評価項目23 人事に関する計画】	自己評定	A		評 定	A																					
[数値目標] ・ 当年度末の常勤職員数の見込み 115人 [評価の視点] ・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。 ・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。		(理由及び特記事項) 組織のスリム化を図るために、職員の採用を抑制し、年度末の職員数(上限)及び人件費の実績額は、いずれも予算額を大きく下回った。 また、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考を適切に実施するとともに、昇任、昇格等の人事管理については、評価基準に基づく公平かつ適正な評価を行い、その結果を人事管理に反映させた。 当年度末の常勤職員数の実績 103 人 実績:○ 資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付研究員の採用を実施した。(業務実績(1)ア参照)<table><tr><td></td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td></tr><tr><td>任期付き研究員応募者数</td><td>17</td><td>24</td><td>20</td><td>58</td><td>17</td></tr></table> 実績:○ 人件費の実績額は、予算額を6,400万円下回った。(業務実績(3)参照)<table><tr><td></td><td>予算額</td><td>実績額</td><td>差異</td></tr><tr><td>人件費総額(百万円)</td><td>974</td><td>910</td><td>64</td></tr></table>				H18	H19	H20	H21	H22	任期付き研究員応募者数	17	24	20	58	17		予算額	実績額	差異	人件費総額(百万円)	974	910	64	(委員会としての評定理由) 人材活用についての多様な取り組みを実施し、新規研究員の採用、研究員の昇任、昇格、昇給を適正に行っている。平成22年度末の常勤職員数を数値目標である115人を大きく下回る103人としたことは評価できる。常勤職員のスリム化を達成しつつ、業務の効率化にかかる施策を取り入れていることは評価できる。 (各委員の評定理由) ・ 新規研究員の採用、研究員の昇任、昇格、昇給を適正に行っており、平成22年度末の常勤職員数を数値目標(115人)を大きく下回る103人としたことは評価できる。 ・ この数のみで判断しにくい部分がある。 ・ 中期計画にそった実績と評価する。 ・ 実績を上げている。 ・ 中期目標をいずれもクリアしており評価できる。 ・ 任期付き研究員の採用制度を活用する、研究員の評価を適切に行うなど計画的に人事管理をされている。 ・ 人材活用についての多様な取り組みを実施し、常勤職員のスリム化を達成しつつ、業務の効率化にかかる施策を取り入れていることは評価できる。常勤職員数の節減、人件費の節減を達成しながら、多くの評価シートにみられる業務において高い実績を挙げていることは高く評価できる。		
	H18	H19	H20	H21	H22																						
任期付き研究員応募者数	17	24	20	58	17																						
	予算額	実績額	差異																								
人件費総額(百万円)	974	910	64																								

労働安全衛生総合研究所 評価シート(24)

中 期 目 標		中 期 計 画		平 成 22 年 度 計 画		平 成 22 年 度 の 業 務 の 実 績																																																																							
		2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。		2 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、施工シミュレーション施設について改修工事を実施する。また、老朽化の進んだ研究棟について耐震改修を実施する。		2 施設・設備に関する計画 ・平成22年度計画どおり、施工シミュレーション施設の改修工事、登戸地区の研究本館の耐震改修工事を実施した。 ・空調設備の改修工事については、着手しないことを決定した。																																																																							
				(参考)		(参考)																																																																							
		<table><tr><th>施設整備の内容</th><th>予定額 (単位: 百万円)</th><th>財源</th></tr><tr><td>屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修</td><td>1,920</td><td>施設整備費補助金</td></tr></table>	施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源	屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費補助金		<table><tr><th>施設整備の内容</th><th>措置年度</th></tr><tr><td>屋上防水改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>電気設備改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>配管等爆発実験施設改修</td><td>H18、19 措置済み</td></tr><tr><td>超高サイクル疲労強度の解析施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>統合生産システム安全性検証施設改修</td><td>H20 措置済み</td></tr><tr><td>施工シミュレーション施設改修</td><td>H21、H22 着手予定</td></tr><tr><td>非常電源装置改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>電子顕微鏡室改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>RI 実験室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>空調設備改修</td><td>(中止予定)</td></tr><tr><td>低温実験室改修</td><td>H20 措置済み</td></tr><tr><td>人工環境室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>渡り廊下改修</td><td>H21 措置済み</td></tr><tr><td>外壁防水塗装</td><td>H21 措置済み</td></tr><tr><td>耐震改修</td><td>H20、H21、H22 着手予定</td></tr></table>	施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18 措置済み	電気設備改修	H18 措置済み	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み	配管等爆発実験施設改修	H18、19 措置済み	超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19 措置済み	統合生産システム安全性検証施設改修	H20 措置済み	施工シミュレーション施設改修	H21、H22 着手予定	非常電源装置改修	H18 措置済み	電子顕微鏡室改修	H18 措置済み	RI 実験室改修	H19 措置済み	空調設備改修	(中止予定)	低温実験室改修	H20 措置済み	人工環境室改修	H19 措置済み	渡り廊下改修	H21 措置済み	外壁防水塗装	H21 措置済み	耐震改修	H20、H21、H22 着手予定	<table><tr><th>施設整備の内容</th><th>措置年度</th></tr><tr><td>屋上防水改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>電気設備改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>静電気特性測定用恒温恒湿施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>配管等爆発実験施設改修</td><td>H18-H19 措置済み</td></tr><tr><td>超高サイクル疲労強度の解析施設改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>統合生産システム安全性検証施設改修</td><td>H20 措置済み</td></tr><tr><td>施工シミュレーション施設改修</td><td>H21-H22 措置済み</td></tr><tr><td>非常電源装置改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>電子顕微鏡室改修</td><td>H18 措置済み</td></tr><tr><td>RI 実験室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>空調設備改修</td><td>着手しないことを決定</td></tr><tr><td>低温実験室改修</td><td>H20 措置済み</td></tr><tr><td>人工環境室改修</td><td>H19 措置済み</td></tr><tr><td>渡り廊下改修</td><td>H21 措置済み</td></tr><tr><td>外壁防水塗装</td><td>H21 措置済み</td></tr><tr><td>耐震改修</td><td>H20-H22 措置済み</td></tr></table>	施設整備の内容	措置年度	屋上防水改修	H18 措置済み	電気設備改修	H18 措置済み	静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み	配管等爆発実験施設改修	H18-H19 措置済み	超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19 措置済み	統合生産システム安全性検証施設改修	H20 措置済み	施工シミュレーション施設改修	H21-H22 措置済み	非常電源装置改修	H18 措置済み	電子顕微鏡室改修	H18 措置済み	RI 実験室改修	H19 措置済み	空調設備改修	着手しないことを決定	低温実験室改修	H20 措置済み	人工環境室改修	H19 措置済み	渡り廊下改修	H21 措置済み	外壁防水塗装	H21 措置済み
施設整備の内容	予定額 (単位: 百万円)	財源																																																																											
屋上防水改修 電気設備改修 静電気特性測定用恒温恒湿施設改修 配管等爆発実験施設改修 超高サイクル疲労強度の解析施設改修 統合生産システム安全性検証施設改修 施工シミュレーション施設改修 非常電源装置改修 電子顕微鏡室改修 RI実験室改修 空調設備改修 低温実験室改修 人工環境室改修 渡り廊下改修 外壁防水塗装 耐震改修	1,920	施設整備費補助金																																																																											
施設整備の内容	措置年度																																																																												
屋上防水改修	H18 措置済み																																																																												
電気設備改修	H18 措置済み																																																																												
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み																																																																												
配管等爆発実験施設改修	H18、19 措置済み																																																																												
超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19 措置済み																																																																												
統合生産システム安全性検証施設改修	H20 措置済み																																																																												
施工シミュレーション施設改修	H21、H22 着手予定																																																																												
非常電源装置改修	H18 措置済み																																																																												
電子顕微鏡室改修	H18 措置済み																																																																												
RI 実験室改修	H19 措置済み																																																																												
空調設備改修	(中止予定)																																																																												
低温実験室改修	H20 措置済み																																																																												
人工環境室改修	H19 措置済み																																																																												
渡り廊下改修	H21 措置済み																																																																												
外壁防水塗装	H21 措置済み																																																																												
耐震改修	H20、H21、H22 着手予定																																																																												
施設整備の内容	措置年度																																																																												
屋上防水改修	H18 措置済み																																																																												
電気設備改修	H18 措置済み																																																																												
静電気特性測定用恒温恒湿施設改修	H19 措置済み																																																																												
配管等爆発実験施設改修	H18-H19 措置済み																																																																												
超高サイクル疲労強度の解析施設改修	H19 措置済み																																																																												
統合生産システム安全性検証施設改修	H20 措置済み																																																																												
施工シミュレーション施設改修	H21-H22 措置済み																																																																												
非常電源装置改修	H18 措置済み																																																																												
電子顕微鏡室改修	H18 措置済み																																																																												
RI 実験室改修	H19 措置済み																																																																												
空調設備改修	着手しないことを決定																																																																												
低温実験室改修	H20 措置済み																																																																												
人工環境室改修	H19 措置済み																																																																												
渡り廊下改修	H21 措置済み																																																																												
外壁防水塗装	H21 措置済み																																																																												
耐震改修	H20-H22 措置済み																																																																												
評価の視点等	【評価項目 24 施設・設備に関する計画】	自己評定	B	評 定	B																																																																								
[数値目標] [評価の視点] ・施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。		(理由及び特記事項) 平成22年度計画どおり、施工シミュレーション施設の改修工事、登戸地区の研究本館の耐震改修工事を実施した。		(委員会としての評定理由) 計画的に施設・設備の改修を行っており、適切な実績といえる。																																																																									
		実績:○ 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めた。		(各委員の評定理由) ・計画的に施設・整備を行っている。 ・ほぼ計画どおり。 ・適正な実績と判断する。 ・耐震工事の成果があった。 ・工事実績は計画に則り適切に行われている。 ・施設・設備に関する計画について、妥当に実施されていると判断する。																																																																									

